

平成24年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成24年2月29日（水曜日）午前10時45分開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 8 議案上程
- 第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 第10 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 追加日程 副議長選挙の件
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 8 議案上程
- 日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第10 議案の補足説明
- 追加日程第1 議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

出席議員（22名）

1番	大塚祐司	2番	飯嶋正利
3番	宮澤芳雄	4番	太田將範
5番	伊藤保	6番	島田和雄
7番	平野忠作	8番	伊藤房代
9番	林七巳	10番	向後悦世
11番	景山岩三郎	12番	滑川公英
13番	嶋田哲純	14番	柴田徹也
15番	木内欽市	16番	佐久間茂樹
17番	日下昭治	18番	林俊介
19番	嶋田茂樹	20番	高橋利彦
21番	林正一郎	22番	林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	刃田哲雄	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	神原房雄
企画政策課長 兼被災者支援室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
環境課長	浪川敏夫	保険年金課長	石毛健一
健康管理課長	高山重幸	社会福祉課長	渡辺輝明
子育て支援課長	林芳枝	高齢者福祉課長	石井繁
商工観光課長 兼国民宿舎支配人	横山秀喜	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男

下水道課長	増田 富雄	会計管理者	花香 寛源
消防 長	佐藤 清和	水道課長	小長谷 博
病院事務部長	渡辺 清一	病院経理課長	鈴木 清武
庶務課長	加瀬 寿一	学校教育課長	菅谷 充雅
生涯学習課長	高野 晃雄	体育振興課長	野口 國男
監査委員 事務局 長	馬淵 一弘	農業委員会 農事 事務局 長	加瀬 恭史

事務局職員出席者

事務局 長	堀江 通洋	事務局次長	向後 嘉弘
-------	-------	-------	-------

開会 午前10時45分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成24年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（林 一哉） 去る2月23日、嶋田哲純副議長から一身上の都合により副議長を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第108条の規定により、同日これを許可いたしました。

ここで、長い間、お骨折りいただきました前副議長、嶋田哲純議員よりごあいさつをお願いいたします。

ご登壇願います。

（13番 嶋田哲純 登壇）

○13番（嶋田哲純） 一言御礼を申し上げます。

2年2か月という長い間、大変皆様方にはご支援をいただきまして、またご理解あるご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も、議会申し合わせということでございますが、私はそれを遵守いたしまして、今回、また後援会のいろいろ皆様方の話等もございまして、辞職することに決したわけでございます。その点、皆様方にご理解をいただきたいと思います。

また、私も議員活動におきましては、旧に倍しまして頑張るつもりでございますので、どうか今後とも皆様方の温かいご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

長い間本当にありがとうございました。（拍手）

◎追加日程 副議長選挙の件

○議長（林 一哉） 嶋田哲純議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（林 一哉） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名であります。

これより投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（林 一哉） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(林 一哉) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長(林 一哉) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

9番、林七巳議員、10番、向後悦世議員、以上の2議員を指名いたします。

林七巳議員、向後悦世議員は立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○議長(林 一哉) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 21票

無効投票 1票です。

有効投票のうち 林 七巳議員 11票

柴田徹也議員 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、林七巳議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました林七巳議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでございました。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○議長(林 一哉) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(林 一哉) ただいま副議長に当選されました林七巳議員より就任のごあいさつをお願いいたします。

ご登壇願います。

(9番 林 七巳 登壇)

○9番(林 七巳) このたび副議長に推挙いただき、ありがとうございます。

旭市発展、災害復興が一日も早く終わりますよう頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(林 一哉) ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時37分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長(林 一哉) 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

なお、本年1月20日をもって各委員会委員の選任をいたしましたので、ご報告いたします。

また、林七巳議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出され、許可いたしました。

これに伴い、議会運営委員会委員が欠員となりましたので、旭市議会委員会条例第8条の

規定により、議長指名により嶋田哲純議員を選任いたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第３ 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第３、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

３番、宮澤芳雄議員、４番、太田將範議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から３月22日までの23日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月22日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

◎日程第５ 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（林 一哉） 日程第５、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に向後悦世議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました向後悦世議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、向後悦世議員が当選されました。

ただいま当選されました向後悦世議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

◎日程第6 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（林 一哉） 日程第6、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合規約第5条第3項の規定による議員に木内欽市議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました木内欽市議員を同組合規約第5条第3項の規定による議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、木内欽市議員が同組合規約第5条第3項の規定による議員に当選されました。

ただいま当選されました木内欽市議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

◎日程第7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（林 一哉） 日程第7、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

景山岩三郎議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました景山岩三郎議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、景山岩三郎議員が当選されました。

ただいま当選されました景山岩三郎議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第36号までの36議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第8 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第8、議案上程。

議案第1号から議案第36号までの36議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成24年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第 7号 平成24年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 平成24年度旭市病院事業会計予算の議決について

議案第 9号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第10号 平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

- 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 1 4 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 1 6 号 国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 3 1 号 工事委託契約の変更について
- 議案第 3 2 号 工事委託契約の変更について
- 議案第 3 3 号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第 3 4 号 指定管理者の指定について

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 指定管理者の指定について

○議長（林 一哉） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（林 一哉） 日程第9、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 初めに、先ほど副議長に当選されました林七巳議員に心からお祝いを申し上げます。市政発展のため存分のご活躍を心からお願い申し上げます。

本日、ここに平成24年旭市議会第1回定例会を招集し、平成24年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、東日本大震災発生後の対応経過及び新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

昨年3月11日に発生した「東日本大震災」から、間もなく1年が経過しようとしております。この間、市民の皆様をはじめ各方面より多大なるご支援、ご協力をいただくとともに、全国各地からの励ましのお言葉、義援金並びに義援物資など、心温まるご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

市では、この震災でお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表すため、震災が発生した3月11日に千葉県と共催で「東日本大震災一周年 千葉県・旭市合同追悼式」を挙げることにいたしました。

次に、震災発生から今までの支援状況等について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、3,260世帯に対して2億3,294万円を支給いたしました。

災害義援金は、3,420世帯に対して、国・県分と合わせて12億5,457万5,000円を配分し、このうち市の義援金としては3億5,644万5,000円を配分しております。このほかに災害援護資金の貸付は、71件、貸付総額1億4,182万円の申し込みがありました。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99パーセントにあたる795世帯に、加算支援金が、対象世帯の約63パーセントにあたる504世帯に、合計11億4,350万円が支給されております。また、県の液状化等被害住宅再建支援金は、157世帯に6,820万1,000円を支給したところであります。

次に、市内6か所に集積されている災害廃棄物について申し上げます。

千葉県及び千葉県産業廃棄物協会等のご支援により3月末の完了を目指しておりましたが、福島第一原発事故による放射能汚染等の影響により、最終処分場での受け入れが縮小されたため、約5,800トンの搬出に遅れが生じております。また、一部の被災者において家屋の補修、解体等が進んでいない状況もあり、受け入れをおおむね1年程度継続してまいります。

被災者の皆様をはじめ、仮置き場に隣接する住民の皆様には、ご迷惑をお掛けしないよう努めてまいります。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

被災された住宅の復旧等により、徐々に仮設住宅を退去する世帯もありますが、依然、多くの方々が入居している状況にありますので、今後も関係機関と連携を図りながら、入居者の生活支援を積極的に図ってまいります。

次に、新年度における市政運営について申し上げます。

はじめに、旭市総合計画後期基本計画の策定について申し上げます。

平成19年3月に策定いたしました旭市総合計画の前期基本計画期間が本年度で終了することから、作業を進めてまいりました平成24年度から5年間の後期基本計画の策定が間もなく終了します。

将来都市像「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向けた施策を推進していくため、社会情勢の変化や諸制度の変更及び前期基本計画事業の進捗状況等を踏まえるとともに、旭市復興計画や定住自立圏共生ビジョンと連携した計画といたしました。また、本計画の策定においては、市民アンケート、地区懇談会、パブリックコメントによる市民ニーズの把握や旭市総合計画審議会に諮問するなど、さまざまな立場からのご意見をいた

できました。あらためて感謝を申し上げます。

なお、後期基本計画に定めた各施策の実施にあたっては、市民各位の積極的な参加と理解を得ながら進めてまいります。

次に、平成24年度の主要事業等について申し上げます。

はじめに、復興計画の策定について申し上げます。

「心をひとつに 共に進もう 復興あさひ」をスローガンとして、一刻も早い生活再建を第一に、本市を取り巻くさまざまな課題等に対応した新たなまちづくりを推進するとともに、震災から立ち直り持続的発展を目指すため、行政が取り組むべき施策はもちろん、市民と行政が一体となり夢と希望を持った発展を遂げるための道しるべとして旭市復興計画を1月30日に策定いたしました。

海岸減災林等の整備を中心としたハード対策と、避難や防災訓練などのソフト対策を組み合わせた「複合的な津波対策の推進」と、バランスの取れた産業復興による活力あるまちづくりを目指す「農水産業、商工業、観光業の復興」の取り組みを重点プロジェクトとし、復興・復興に向けた4つの基本方針に沿って28施策、125事業を計画いたしました。

計画期間は平成23年度からの5年間とし、事業実施にあたっては大勢の方々からご寄付をいただいて積み立てた災害復興基金を有効に活用させていただきます。なお、平成24年度において基金の充当を予定している事業は、防災計画の見直しや津波避難タワー及び防災備蓄倉庫の設置などの災害に強い地域づくり事業や海岸減災林を兼ねた保安林植栽事業などで、総事業費は3億3,847万8,000円となり、財源として、災害復興基金1億2,700万円の取り崩しを予定するものであります。また、災害復興基金を充当せずに実施する事業については、備蓄用毛布等の購入や液状化対策への助成、放射性物質検査の実施や海水浴場の災害復旧事業などの10事業で、事業費は2億7,169万4,000円となります。

さらに、平成23年度予算の繰越事業として、災害廃棄物の処理委託料や道路、公園等の災害復旧費など6事業で、8億79万6,000円となります。

基金充当事業、基金充当以外の事業、平成23年度からの繰越事業を合計した平成24年度で実施する災害復興関連予算は27事業で、14億1,096万8,000円となるものであります。

また、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金についても利用する考えであり、市として所属部署を超えた横断的な対応を図るため復興交付金事業計画策定チームを設置し、3月末に国へ事業計画書を提出するための準備を進めているところであります。

次に、人口減少対策について申し上げます。

全国的な問題であります人口減少についてであります。千葉県においては、その人口が昨年、1920年の統計開始以来初めて前年を下回る結果となり、人口予測よりも7年早く減少に転じたところであります。

旭市においても、前年と比較して574人が減少しており、この問題に対応する施策に取り組んでいくことは急務であると認識しているところであります。

こうした中、新たな取り組みとして、震災により、被災された住宅に替わる住宅を平成26年末までに取得された方に対し、固定資産税及び都市計画税を6年間減免することといたしました。

また、新たに旭市へ転入し住宅を建設及び購入した方に対して、建物に係る固定資産税相当額を6年間奨励金として補助することといたしました。

従来から実施しておりました出産祝金については、第3子以降に10万円を支給しておりましたが、支給額を20万円と改めることといたしました。

乳幼児紙おむつ給付事業の継続や、子ども医療費助成の所得制限の廃止などと合わせ、より子育てしやすい環境が整えられるものと考えております。

高齢者対策といたしましては、新たに70歳以上の方に肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を実施することといたしました。これにより全国平均、県平均を下回っている本市の平均寿命の上昇が図れればと考えております。

これらの施策により、人口減少に歯止めがかかればと期待するものであります。

次に、平成24年度の予算編成方針について申し上げます。

現在の日本経済は、東日本大震災の深刻な打撃から立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じたものの、歴史的な円高の進行や欧州政府の債務危機が顕著となるなど、世界経済の減速がその動きを緩やかなものにしていきます。

こうした状況に対し、国においては、震災からの復興に全力を尽くすとともに、円高とデフレの悪循環など景気の下振れリスクに対処するため、累次の補正予算を編成して経済の下支えを図ってきたところであります。

平成24年度予算においても、震災復興に最優先で取り組むとともに、「日本再生重点化措置」により、経済社会の再生に向けてより効果の高い施策に対し予算を重点的に配分する一方、それ以外への予算配分は厳しく抑制するなど、継続して経済成長と財政の健全化に取り組むこととしています。

こうした中、平成24年度の地方財政計画は、通常収支分と別枠で東日本大震災分が整理さ

れ、通常収支分では、地域主権に沿った地方財源の充実を図るため、地方交付税を増額確保するとともに、地域経済の活性化や雇用機会の創出など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスの展開や、社会保障費の自然増に対応する財源も含め、地方が安定的な財政運営に必要な一般財源の総額についても、前年度と同水準が確保されたところであります。

また、東日本大震災分においては、復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業について、所要の事業費と財源が確保されることとなっています。

こうした地方財政対策により、本市の財政は、地方交付税は増額が見込まれるものの、地方特例交付金や譲与税は減額となる見込みであり、税収についても、震災の影響や景気の低迷などから減収見込みであるなど、歳入全体の見通しは依然として厳しい状況にあります。

一方、歳出は、被災者の再建対策や地域経済の再興、災害に強い地域づくりなど、さまざまな課題に対応した新しいまちづくりの推進や、社会保障費をはじめとする義務的経費など、多くの財政需要が見込まれております。

このような状況下において編成した平成24年度の当初予算は、災害に関する国・県補助金や市債及び基金を活用して、震災からの一刻も早い復旧・復興により安全で安心な暮らしを確保する筋道をたてるとともに、被災者の市内での住宅再建を含め、人口減少に歯止めをかける施策の展開を最重要課題として取り組むものとしております。

また、合併による国の財政支援の終期を見据え、より一層簡素で効率的な行財政システムを構築し、後期基本計画などに掲げる諸施策をバランスよく展開することで、市民福祉の向上に努め、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を265億2,000万円としたものであります。

特別会計は、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業で、146億1,000万円、企業会計は、平成23年度をもって国民宿舎事業会計が廃止されることにより、水道事業、病院事業の2事業で、425億772万1,000円となり、当初予算の規模を836億3,772万1,000円としたところであります。

次に、主要事業等について基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

市内全域を視野に進めている都市計画区域の見直しについては、市の総合計画並びに復興計画の中でも「秩序ある土地利用を進め安全・安心な均衡あるまちづくりを推進する」と位置づけているところであり、今後、検討課題等を精査し、市内部及び関係機関等との協議を

進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道の整備については、地域バランスを考慮に入れながら計画的に進めてまいります。

平成23年度に予定した市道の整備については、災害復旧工事を優先したため、国庫補助事業路線や緊急を要する路線を除き減額補正をすることといたしました。また、震災により被災した道路等の復旧工事は、地震により移動した境界杭の復元や土地改良区の水排水施設等の復旧工事と重複する区間が生じ、事業予算を繰り越すため今定例会に関連する補正予算を提案したところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、引き続き、関係地権者のご理解とご協力を得ながら用地取得と工事を進めてまいります。

次に、街路事業「谷丁場遊正線」の整備について申し上げます。

昨年末にＪＲを横断するための橋台設置工事が完了したことから、引き続き橋桁の製作と盛土部の建設工事を行い、平成24年度末の完成に努めてまいります。

また、千葉県施工により事業を進めている旭駅前広場及び旭駅前線の整備については、今後も県と連携を取りながら早期完成に向け順次整備を進めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

県域一体で整備を進めております消防救急無線デジタル化整備事業並びに千葉県北東部・南部地区20消防本部で共同運用いたします「ちば消防共同指令センター」については、平成25年4月の運用開始に向け、施設、設備の整備を計画的に進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

昨年3月に発生した東日本大震災を教訓に、地域防災計画の見直し、津波避難計画の策定や津波避難タワーの建設等、災害に強いまちづくりを構築し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

きれいなまちづくりを推進するため「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業を推進し、今後も地域ぐるみで環境の保全に取り組んでまいります。

また、温室効果ガスの排出抑制及び自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用

太陽光発電システムの設置について、継続して支援してまいります。

次に、海岸沿いの保安林の災害復旧について申し上げます。

震災の大津波では海岸沿いの多くの保安林も被災しましたが、津波被害の軽減を図るため、県など関係機関と連携してその再生に努めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合では、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の建設候補地としており、地元住民の合意形成を図るため説明会や意見交換会、先進施設見学会等を実施しております。

また、本事業が長期事業であることから、地元住民の皆様と施設建設計画に係る事前協議を進めております。2月4日現在、16町内会中9町内会との協定締結に至っておりますが、今後残る7町内会の皆様にご理解とご協力をいただけるよう、銚子市、匝瑳市と連携を図り早期実現に向け鋭意推進してまいります。

なお、広域ごみ焼却施設の稼働までは一定の期間を要すことから、現施設の延命化と適正な運営を図り、ごみ処理行政に支障のないよう努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、旭市水道ビジョンに基づく配水区域の見直しや耐震化を考慮した既存施設の計画的な更新・改良を実施し、施設の効率化を図ってまいります。

また、平成24年度は、昨年の被災を教訓に旭配水場の塩素滅菌設備の改修を予定し、安全で安心な供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成23年度末において184.5ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち約91パーセントが整備されることとなります。

平成24年度は、ロ地先の3.3ヘクタールの面整備工事を実施してまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

大雨時の氾濫に備え、道路側溝や排水路などの排水施設を計画的に整備してまいります。

川向西野地区排水路整備事業及び蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指してまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

旭文化の杜公園については、本年4月より供用を開始する予定であり、今後は、各種イベ

ントや催し物などに利用していただくとともに、市民の憩いの場として親しまれるよう、効率的な維持管理に努めてまいります。

また、震災により被災した3つの公園のうち、あさひパークゴルフ場については、復旧工事が終了したことから、4月1日の再オープンに先立ち、3月1日から3月20日まで市民へ無料開放いたします。

なお、あさひパークゴルフ場は、現在、指定管理を行っている財団法人旭市福祉協会が3月末をもって解散することや、災害復旧から間もないことなどから、平成24年度は市が運営することといたしました。

袋公園及び川口沼親水公園の災害復旧については、農業用水利として使用される期間中は施工が困難なため、事業予算を繰り越し、平成24年9月より工事を再開する予定であります。

次に、住宅対策について申し上げます。

被災者の住宅再建支援として、利子の一部について補助を行う「被災者住宅再建資金利子補給事業」を実施しておりますが、今後も金融機関と連携を図りながら情報提供するとともに、多くの方々に利用していただけるよう努めてまいります。

また、住宅の耐震化を促進する施策として、木造住宅の耐震診断の助成に加え、耐震改修に係る助成制度の創設について、今定例会に関連する予算を提案したところであります。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

疾病の予防、早期発見及び治療のため、がん検診をはじめ各種事業を実施し、市民の健康保持増進を図ってまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

再整備事業について、既存棟の改修工事は予定どおり進捗しており、一部の診療科を除いて診療を開始したところであります。

また、今回の改修工事に併せて整備を進めていた地域医療支援センターも工事が終了し、当地域の医師、看護師、ほか医療スタッフの資質の向上を目的にトレーニングセンターとしての機能が発揮されることとなります。

平成24年度は、既存棟をつなぐ室内での連絡通路を整備した後、解体と跡地の整備をしてまいります。

今後とも、病院を利用される方々の安全に十分配慮し、工事を進めてまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

平成18年4月より指定管理者制度により管理を委託しております福祉関連施設「飯岡福祉センター、海上ふれあいサポートセンター及び旭市福祉事務所」の3施設については、平成24年3月31日をもって3年間の指定期間が終了いたします。

4月以降も引き続き指定管理者制度による管理委託を予定しており、今定例会へ指定管理者の指定を提案したところであります。

また、あさひ健康福祉センターは、現在、指定管理を行っている財団法人旭市福祉協会が3月末をもって解散することから、平成24年度は市が運営することといたしました。

次に、地域福祉計画及び障害者計画・障害福祉計画について申し上げます。

これらの計画については、市民の代表や有識者で組織した策定委員会における協議及びパブリックコメントを実施し、本年度内に策定いたします。

今後は、これらの計画に基づき、地域で福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう取り組んでまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

保育所については、緊急に保育を必要とする保護者が多くなっていることから、すべての公立保育所で、一時預かり事業を実施することといたしました。

また、保育料の一部を見直し、所得の低い第4段階の保育料を引き下げ、保護者の負担を軽減することといたしました。

飯岡地域の保育所統廃合については、検討委員会において賛同する旨の意見をいただきましたので、早期建設に向け進めてまいります。

なお、国が進めている「子ども・子育て新システム」は、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援するための制度であり、本市においても制度の導入に向け、環境を整備してまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度は平成24年度から第5期の事業計画がスタートいたしますが、前期計画を引き継ぎながら地域包括ケアシステムの考え方を念頭に置きつつ、健康づくりや介護予防事業を重視した計画としております。

介護保険料については、給付費の増加や第1号被保険者の負担率の上昇などにより増額することになりますが、介護保険給付費準備基金の取り崩し及び県における財政安定化基金の取り崩しによる返還金を充て、急激な保険料の上昇を抑制してまいります。

今後も、介護保険制度の充実を図りながら、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮ら

せるよう取り組んでまいります。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

小学校スクールカウンセラー配置事業については、教育委員会内にスクールカウンセラーを配置し、不登校や発達障害等の多様な問題に悩む保護者や学校職員に対し、専門的な立場から適切な助言を与え、効果的な教育相談を実施してまいります。

また、子どもたち一人ひとりがいきいきと輝く、特色のある教育活動に対して補助金を交付し、学校教育の充実を図る「学校いきいきプラン事業」を引き続き実施してまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業等については、教諭補助員を引き続き配置し、国語や算数、数学など基礎学力の徹底と特別支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな指導を行い、A L Tによる英語教育と併せて学力の向上を図ってまいります。

次に、学校給食センター統合改築事業について申し上げます。

現在、建設中の新学校給食センターについては、平成24年9月の稼働に向け工事を進めているところであります。

この新学校給食センターの開始に併せ、市内学校給食センターの献立を統一化し、公平な学校給食費負担金とするための検討を学校給食センター運営委員会にお願いしているところであります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

三川小学校大規模改造事業については、国の第3次補正予算により前倒し事業として本年度採択が決定されたことから、補正予算へ計上し全額繰り越しをするものであります。

琴田小学校大規模改造事業については、平成24年度で実施すべく新年度当初予算へ計上したものであります。

飯岡中学校改築事業は、実施設計等に着手いたしました但建設を予定しております非農用地について土地改良事業の手続きが遅れる見込みであることから、平成24年度へ繰り越すことにいたしました。

今後も、関係各課と協議・調整を図りながら、事業スケジュールに沿って着実に進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年を地域で守り育てることへの市民の関心度を高めるために、青少年意見発表大会を開催するとともに、学校・地域・家庭を連携させての地域子ども教室を実施するなど、市民

一人ひとりの自主性に配慮した事業を展開してまいります。

次に、文化振興事業について申し上げます。

多くの市民の皆様楽しんでいただけるよう、市民の音楽愛好者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」などの市民参加型事業を実施するとともに、質の高い文化に触れていただけるよう、寄席・コンサート等のプロによる公演の開催など、幅広いジャンルで事業を実施してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民の一体感の醸成ときずなづくりを目的に開催する「旭市民体育祭」については、心身をリフレッシュし勇気と元気を市民に与える事業として開催してまいります。

また、震災の影響で順延となっておりました「第56回千葉県東部五市体育大会」や、日本卓球界のトップアスリートが参加する「世界ジュニア卓球選手権大会女子日本代表選考会」の開催をはじめ、「旭市飯岡しおさいマラソン大会」への支援等、スポーツ交流事業を推進し、旭市の知名度アップを図ってまいります。

市民スポーツの拠点となる体育施設については、市民の誰でもが安全で安心してスポーツを楽しむことができるよう、適切な維持管理と施設整備を進めてまいります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業については、平成23年度から本格導入された「農業者戸別所得補償制度」の実施に従い、平成24年度も飼料用米栽培を中心に加入要件である米の生産目標に従った米作りに向け各種の支援を行ってまいります。

園芸については、震災で大きな被害を受けたビニールハウス等の施設も、県の災害復旧支援事業等により経営を立て直すことができました。また、JAちばみどりが計画している農産物集出荷施設「フレッシュグリーン」の老朽化に伴う改修に対し、国の第4次補正による「強い農業づくり交付金」の事業採択に向け支援するなど、園芸産地としての一層の地位向上を図ってまいります。

福島第一原発事故による放射能汚染により、被害を受けた農業・漁業者への損害賠償請求については、関係機関と連携をとり手続きを進めており、一刻も早い和解に向け支援を続けてまいります。

また、現状の放射性セシウムの「暫定規制値」について、本年4月1日から現行より更に

厳しい「基準値」が設定される見込みであることから、これまでどおり国・県に協力いただき放射能検査を積極的に実施するとともに、市単独でも検査を行う体制を整え、さらなる安全性を確保してまいります。

次に、農業用施設災害復旧事業について申し上げます。

震災により多くの農業用排水路や用水としてのパイプラインが被災しましたが、関係する土地改良区が中心となって順調に復旧が進められております。

この復旧には国の災害復旧事業を活用しており、市では国へ補助率増高申請を行った結果、補助率が96.2パーセントに上がり、地元負担を大幅に縮小することができました。

今後は、被災した排水路等のうち国の災害復旧事業の対象とならなかったものの改修について、土地改良区を通じて支援し、農業基盤の復旧を推進してまいります。

次に、新規就農者支援について申し上げます。

平成24年度から、国の「青年就農給付金」支援事業に取り組むとともに、各種講演会の開催等、時代に即応した担い手対策を展開してまいります。

次に、畜産について申し上げます。

市内の大型化する畜産経営において、疾病対策は重要な課題であります。今回改正された家畜伝染病予防法に沿った地域家畜防疫を推進するため、今後も生産者の防疫意識の向上と予防の徹底を図ってまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

震災で大きな被害を受けた飯岡漁港も復旧工事が進み、一部を残して以前と変わらぬ姿を取り戻してまいりました。

昨年は震災の影響で中止となった「旭市いいおか港・水産まつり」を6月10日に活気の戻った飯岡漁港を舞台に開催いたします。

この「まつり」が、港とともに震災から立ち直り元気を取り戻しつつある飯岡地区の姿を大勢の方に見ていただく機会になればと考えております。

次に、商業の振興について申し上げます。

震災後の商業を取り巻く環境は、以前にも増してより厳しい状況にあります。このような中、商工会では、既存商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商業の活性化を図るためのさまざまな事業を展開しているところであります。市といたしましても、商工会と連携を図りながら支援してまいります。

また、平成24年度からは、旭市の特色を活かした特産品となる土産物や地域の食材を活用

した調理品等を開発する事業者等に、支援を行っていきたいと考えております。

中小企業金融対策については、利便性向上に努めておりますが、今後も引き続き、復興支援、経営支援の一環として、利用促進を図るとともに、国のセーフティネット保証に係る認定事務を迅速に行い、中小企業者の経営安定に向け支援してまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、千葉県並びに県土地開発公社などと連携しながら誘致活動を展開しておりますが、2月22日に、「株式会社ホンダカーズ東総」との契約が取り交わされたところであります。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、関係機関と連携を図りながら、優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、昨年は震災の影響により中止となりましたが、平成24年度は、4月1日から8日までの8日間の開催を予定しております。4月7日の土曜日には演芸やお囃子、こどもゲーム大会、わくわく市場の出店など、お越しいただいた皆様楽しんでいただけるよう計画しております。

次に、食彩の宿いいおか荘について申し上げます。

先の全員協議会でも申し上げましたが、いいおか荘については解体する方向で考えてきたところであり、その関連予算を本議会に提案させていただいたところであります。

しかしながら、解体につきましては、今後さらに関係各位のご意見を伺う必要があると判断いたしまして、当面、予算執行を見合わせることにいたしますので議員の皆様にはご理解を賜りたいと思います。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅整備事業については、平成24年度から導入施設や規模、設置場所、管理運営形態などについて本格的に建設に向けた検討を行うため、現在、道の駅建設準備委員の選任について千葉県、経済団体、生産者、消費者などをお願いしているところであります。

組織決定後、委員の皆様協議をしていただき旭市らしい魅力が詰まった道の駅となるような整備計画を策定していく予定であります。

第六は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

はじめに、姉妹都市の提携について申し上げます。

2月15日、沖縄県中城村とこれまで培ってきた友好をきずなし、両市村民間の親善をさ

らに深め、両市村が相携えて発展することを願い、姉妹都市としての提携を結ぶ式典を開催いたしました。

また、長野県茅野市との交流事業についてですが、新しい世代のきずなを育てたいとの思いから「旭市・茅野市海の子・山の子交流事業」を計画し、平成24年度は茅野市において小学生を対象に乗馬やそば打ちなどの体験学習を行う予定であります。

次に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第2次アクションプランに基づき積極的に取り組んでいるところであります。

とりわけ、事務事業評価については、平成24年度に本格実施を行うこととしており、これまでの試行結果を踏まえ、事務事業の改善・改革へ結びつけるとともに、市の施策や予算へ反映させるための仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、窓口改善については、平成23年度に引き続き来庁者のサービス向上を図ることとしており、ローカウンターの設置場所を保険年金課と高齢者福祉課へ拡大することや、窓口におけるプライバシー保護に配慮した相談スペースの設置、さらには、来庁者に分かりやすい案内表示の整備などを進めてまいります。

このほか、市税を中心とする市の債権について、滞納整理に向けた法的措置などの研修を全庁的に実施することで、徴収率の向上につなげていくことを目指してまいります。

次に、新庁舎の建設について申し上げます。

現在の市役所本庁舎については、昭和39年3月の建設から48年が経過しようとしている中で、老朽化及び耐震性の低さ、また、合併による行政機能の分散を解消するために、新市建設計画、総合計画、行政改革アクションプランに位置づけ、建設計画の策定等を検討してまいりました。

合併特例債の期限延長が決定された中において、震災からの復興に全力を注ぎつつ、新庁舎建設についても平成30年度の完成を目途に、庁舎建設基本構想の策定を進めてまいります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ265億2,000万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款市税に66億3,899万9,000円、9款地方交付税に87億円、13款国庫支出金に25億1,006万7,000円、14款県支出金に20億6,303万9,000円、20款市債に28億8,270万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に30億5,751万7,000円、3款民生費に76億7,499万3,000円、6款農林水産業費に14億8,608万円、8款土木費に28億2,382万1,000円、9款消防費に13億7,905万6,000円、10款教育費に24億6,950万8,000円、12款公債費に30億9,279万7,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で91億4,000万円、施設勘定で5,400万円とするものであります。

議案第3号は、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ4億7,600万円とするものであります。

議案第4号は、平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ42億8,100万円とするものであります。

議案第5号は、平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ6億700万円とするものであります。

議案第6号は、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ5,200万円であります。

議案第7号は、平成24年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,198件、年間給水量を596万4,080立方メートルと見込み、事業収益15億5,153万6,000円と予定いたしました。

議案第8号は、平成24年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は26万1,000人、外来患者数は79万1,700人を見込み、事業収益を359億7,777万4,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,600万円を追加し、予算の総額を330億6,600万円とするものであります。

議案第10号は、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ2億400万円減額し、予算の総額を90億8,200万円とするものであります。

議案第11号は、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1億700万円を追加し、予算の総額を40億4,600万円とするものであります。

議案第12号は、平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、普通

交付税と特別交付税の算入単価決定により 1 億493万1, 000円を追加するものであります。

議案第13号は、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、収入から 1 億8, 369万7, 000円を減額し、支出から 1 億7, 441万4, 000円を減額するものであります。また、資本的収支において、収入に 2 億8, 324万6, 000円を追加し、支出に 2 億8, 008万3, 000円を追加するものであります。

議案第14号は、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定についてでありまして、東日本大震災で住宅が被災し、新たな住宅を取得した者に対して固定資産税及び都市計画税を減免するにあたり、必要な事項を定めるものであります。

議案第15号は、旭市暴力団排除条例の制定についてでありまして、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団の排除に関する基本理念、市及び市民並びに事業者の責務、市の推進体制等について定めるものであります。

議案第16号は、国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、国民宿舎事業の廃止に伴い、制定するものであります。

議案第17号は、旭市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事務が県から市へ移譲されるため、この相談員の報酬についての定めを加える改正及びスポーツ基本法の施行により、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に変更されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、出産祝金の増額及び入学祝金の廃止により所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、第5期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改定するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、

葬祭費の支給額について、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公営住宅法の改正に伴い、公営住宅の入居に係る同居親族要件等が廃止されることから、現行のとおり同居親族要件を入居者資格に含めるため所要の改正を行い、併せて入居者資格の特例について規定の整備を行うものであります。

議案第24号は、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市消防署飯岡分署の移転に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会教育法の改正に伴い、委員の委嘱基準を条例で明文化するとともに、これまで館長が行っていた施設の使用許可等の権限を、旭市教育委員会とするものであります。

議案第26号は、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、図書館法の改正に伴い、委員の任命基準を条例で明文化するものであります。

議案第27号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭文化の杜公園内に設置する庭球場を社会体育施設に加え、老朽化により取り壊しいたします海上体育館及び飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業により廃止する海上庭球場を社会体育施設から削除するため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正をするものであります。

議案第29号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、障害者自立支援法施行令及び千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業補助金交付要綱の改正に伴い、経過措置の期限を延長するため所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合の組織団体である銚子市及び松戸市より、平成24年4月1日から共同処理事務の追加依頼があったことから、共同処理する団体に関する規定を改正するにあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、旭市公共下水道旭市浄化センター建設工事に係る工事委託契約の変更についてでありまして、工事費の総額が9億1,231万円に確定したことから、工事委託契約の金

額を変更するものであります。

議案第32号は、旭市公共下水道施設旭中央污水ポンプ場等建設工事に係る工事委託契約の変更についてでありまして、工事費の総額が、6億429万円に確定したことから、工事委託契約の金額を変更するものであります。

議案第33号は、市道路線の廃止及び認定についてでありまして、市道の見直し再編成に伴い、認定路線を一括廃止し、新たな市道路線として一括認定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号から議案第36号までの3議案は、いずれも指定管理者の指定についてでありまして、それぞれの施設の指定管理者を継続して指定するにあたり議会の議決を求めるものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 日程第10、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決について、補足説

明を申し上げます。

初めに、別冊でお配りしております平成24年度当初予算の概要について申し上げます。この資料でございますが、先日開催されました全員協議会において説明に用いましたものを、特別会計や企業会計まで含めて、改めて一つにまとめたものでございます。この資料の内容につきましては、既にご説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

それでは、予算書のほうでご説明いたします。

前年度と比較しながら主なものをご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を265億2,000万円と定めるもので、対前年度3億3,000万円、1.2%の減となりました。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、第1表の歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明いたします。

9ページになります。

第2表の債務負担行為です。表の一番上から4番目までと、2つ飛んで7番目、8番目の設定は、農業・漁業及び中小企業資金に係る利子補給と損失補償について、毎年設定しているものです。

5番目、6番目と9番目については、このたびの東日本大震災に係る被害農漁業者及び住宅再建のための利子補給について、起債の期間及び限度額を新たに設定するものでございます。

また、下から3番目の市勢要覧作成事業については、震災により作成を1年先送りしたため、設定期間を24、25年度の2か年としたものでございます。

下から2番目の固定資産評価基礎調査及び一番下の飯岡中学校改築事業についても、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を新たに設定するものでございます。

10ページになります。

第3表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもの

で、総額として28億8,270万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明を省略いたします。

13ページをお願いいたします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は、景気の緩やかな回復基調や本年度の決算見込み等から対前年度1,491万1,000円、0.6%の増で26億7,499万円を見込みました。

2 目法人市民税についても、個人市民税と同様、景気の回復基調や本年度の決算見込み等から対前年度7,786万円、20.8%の増で、4 億5,237万9,000円を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税は、評価替えと震災の影響から、対前年度 1 億8,128万6,000円、6.3%の減で、26億9,115万円を見込んでおります。

14ページになります。

3 項 1 目軽自動車税です。対前年度373万8,000円、2.8%の増で、1 億3,792万7,000円を見込んでおります。

4 項 1 目市たばこ税は、23年度の決算見込みを考慮して、対前年度2,754万4,000円、6.6%の増で、4 億4,183万5,000円を見込んでおります。

次のページになります。

7 項 1 目都市計画税は、固定資産税の見込みに準じて、対前年度1,777万7,000円、7.2%の減で、2 億3,050万9,000円を見込みました。

2 款地方譲与税から次の16ページになりますけども、7 款まででございますが、これは地方財政計画と県推計を考慮いたしまして、ここに記載のとおり、それぞれ見込んだものでございます。

17ページの一番下になります。

8 款の地方特例交付金は、子ども手当分と自動車取得税の減収分の算入がすべてなくなるということから、対前年度 1 億3,400万円、84.8%の大幅な減で、2,400万円を見込んでおります。

18ページになります。

9 款地方交付税です。対前年度 2 億円、2.4%の増で、87億円を見込みました。このうち普通交付税は、地財計画を考慮いたしまして 2 億円増の78億円を、特別交付税は、前年度と同額の 9 億円を計上しております。

飛びまして、11款分担金及び負担金は、合計が19ページの一番上になりますが、対前年度

3,529万5,000円、4.8%の減で、7億533万7,000円を見込みました。

その下にあります、12款1項使用料は、2目民生使用料の説明欄1番、あさひ健康福祉センター使用料427万円と、下から2つ目の節、6目3節都市計画使用料の説明欄1番、あさひパークゴルフ場使用料1,026万円が、自主運営となることから新規の計上でございます。

合計は、次の20ページの中ほどになりますが、今申し上げた理由等により、対前年度2,197万7,000円、17.6%の増で、1億4,652万3,000円を見込んでおります。

次に、13款の国庫支出金です。1項1目民生費国庫支出金は、対前年度2億1,938万4,000円、10.0%の減で、19億7,826万5,000円を見込みました。減の主な理由は、22ページになりますけども、2節の児童福祉費国庫負担金の説明欄3番、子どものための手当負担金、これが減額となっております。

次に、3目土木費国庫補助金は、大きく減となっております。減の主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金の説明欄1番、社会資本整備総合交付金と3節まちづくり交付金で、対象事業費の減によるものでございます。

4目教育費国庫補助金は増で、主な理由は、3節中学校費国庫補助金で飯岡中学校改築事業の補助金と、24ページになりますけども、4節社会教育費国庫補助金の説明欄2番、史跡等購入費補助金の新規計上によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

14款県支出金です。

1項1目民生費県負担金は減で、減の主な理由は、1節社会福祉費県負担金の説明欄1番、障害者自立支援給付費等負担金が増となるものの、説明欄3番の保険基盤安定負担金が大きく減することによるものでございます。

26ページの中ほどになります。

2項1目民生費県補助金は減で、1節社会福祉費県補助金の説明欄5番、障害者自立支援対策臨時特例基金事業費補助金の減によるものでございます。

次に、27ページの中ほどをお願いいたします。

2項2目衛生費県補助金は増となっております。増の主な理由は、説明欄8番の被災地浄化槽復旧支援事業費補助金と、一番下の9番、住宅用太陽光発電設備導入促進事業費補助金の新規計上によるものです。

28ページをお願いいたします。

3目労働費県補助金は減で、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の減と、

前年度にございました、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金がなくなったということによるものです。

4目農林水産業費県補助金は大幅な増で、増の主な理由は、説明欄7番、強い農業づくり交付金の新規計上で、JAちばみどりの集出荷貯蔵施設の整備に対する補助によるものです。29ページになります。

一番上です。5目商工費県補助金は、前年度とほぼ同額です。

6目土木費県補助金は増で、説明欄3番、被災者住宅再建支援事業費補助金と、説明欄の4番、被災者住宅再建資金利子補給事業費補助金を新規に計上したことによるものです。

次に、3項1目総務費委託金は増で、増の主な理由ですが、30ページになります。4節選挙費委託金によるものでございます。

それから、2目民生費委託金は、新規として、県外避難者災害救助費委託金を計上しております。

少し飛びまして、33ページになります。

17款繰入金ですが、次の34ページの2項1目財政調整基金繰入金は、対前年度2億2,600万円増の3億3,600万円を計上いたしました。

2目の災害復興基金繰入金は新規で、1億2,700万円の繰り入れを予定しております。

35ページになります。

19款諸収入ですが、これも36ページの5項3目雑入、ここが減となっております。主な理由ですが、次の37ページの説明欄の30番、ふるさと市町村圏基金返還金、これが減になっていること、それから前年度に地域公共交通確保維持改善事業助成金があったことによるものでございます。

次に、20款市債は、全体で7億4,590万円の減となっております。

1目民生債は、保育所統合整備事業債が新規計上です。

2目の農林水産業債は、前年度とほぼ同額。

3目土木債は、説明欄5番、橋梁新設改良事業債が新規の計上でございまして、説明欄1番の蛇園南地区流末排水整備事業債から説明欄4番の南堀之内遊正線整備事業債までの4本が減で、全体でも減の計上となりました。

38ページになります。

4目消防債は、説明欄の3番、消防施設整備事業債、これは共同指令センターの増、それから説明欄の6番、防災基盤整備事業債、これは津波避難タワーですけれども、これを新規に

計上したことなどにより増となっております。

5目教育債は減となっております。

1節の小学校債の小学校大規模改造事業債は新規の計上で、2節の中学校債の飯岡中学校改築事業債も増の計上、ただ前年度に学校給食センター統合改築事業債の計上があったことから、全体としては減ということでございます。

6目の災害復旧債は、厚生労働施設、文教施設、その他公共・公用施設を予定しております。

7目の臨時財政対策債は、地方財政計画を考慮し13億2,000万円、対前年度1億6,000万円、10.8%の減で計上いたしました。

なお、これらの市債のうち合併特例債を申し上げます。

まず、民生債の保育所統合整備事業債、3目の土木債で蛇園南地区流末排水整備事業債、旭中央病院アクセス道整備事業債、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債、南堀之内遊正線整備事業債、次の消防債で消防施設整備事業債、これは消防庫の分の一部になります。次の教育債で飯岡中学校改築事業債、これらの7事業に合併特例債を予定しております。

また、このたびの災害によりまして、合併特例債と同様に交付税算入が70%以上となります緊急防災・減災事業債について申し上げます。

これは3目の土木債の橋梁新設改良事業債、消防債の消防施設整備事業債（消防救急無線）の一部、防災基盤整備事業債（非常用電源）、防災基盤整備事業債（津波避難タワー）の4事業を予定しているものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明いたします。

40ページになります。

1款1項1目議会費は、減となっております。減の主な理由は、共済負担金の減によるものです。

次に、2款総務費ですが、44ページをお願いいたします。

1目の一般管理費は、大きな増減はないんですけども、説明欄4番の総務事務費は減となっております。減の主な理由ですが、庁舎に係る建物借上料や職員駐車場に係る土地借上料がこの総務事務費に計上されていたことから、説明欄6番の庁舎管理費に組み替えて計上しております。このために減となっております。

このほかにも、より適正な事業費等への組み替え計上、それから1事業で執行科目が1節

しかない事業費等は統合を行って、より簡素で分かりやすい事業編成に努めたところであり
ますので、よろしく願いいたします。

少し飛びまして、51ページをお願いいたします。

2目の人事管理費は増で、増の主な理由は、説明欄2番の職員研修費で、合併による財政
支援の終期を見据え、より一層簡素で効率的な行財政システムを構築できるよう、職員の資
質向上を図るための講師謝金、研修費等の増がございます。

53ページになります。

3目の文書広報費は減で、減の主な理由ですが、説明欄2番の広報活動費で、54ページの
13節委託料、これは前年度に市民便利帳作成委託料の計上があったことによるものです。

なお、市勢要覧作成委託料は、前年度と同額の計上ではありますが、震災により執行するこ
とができなかったことから、再度計上することとしております。

少し飛びまして、64ページをお願いいたします。

9目の交通安全対策費です。交通指導員の定員の見直しによりまして減となっております。
次に、66ページをお願いいたします。

10目の地域振興費です。大幅な減で、減の主な理由は、まず説明欄5番のコミュニティバ
ス等運行事業が減となっています。コミュニティバスの運行に係ります国庫補助金が運行事
業者に直接交付されることとなったため、運行主体を市から運行事業者へ変更することとし、
予算の組み替えを行っております。前年度までは運行業務委託料として計上していたものを、
19節バス運行助成金として新規の計上をしたもので、これに伴いまして、運賃収入も直接運
行事業者の収入とされることから、歳出予算額として減となるものでございます。

68ページをお願いいたします。

説明欄7番の地域振興基金積立金も減で、東総地区広域市町村圏事務組合からのふるさと
市町村圏基金返還金の減です。

飛びまして、70ページをお願いいたします。

11目の諸費です。説明欄4番、旭駅バリアフリー施設整備事業は、新規の計上で、エレベ
ーター設置に係る基本設計に対する補助金でございます。

次に、72ページになります。

2項2目賦課徴収費は、これも減で、主な理由は、23年度に計上しておりました緊急雇用
創出固定資産公図データ整備事業が終了したことによるものです。

次に、少し飛びまして、77ページをお願いいたします。

選挙関連の費用があります。4項3目千葉県知事選挙費と、次の78、79ページの4目、5目、6目の各選挙費、これは任期満了に伴います執行経費を計上したものでございます。

次に、3款民生費です。

86ページになります。

1項1目社会福祉総務費、これも減で、減の主な理由は、法人の解散に伴いまして、旭市福祉協会助成事業が終了となったこと、87ページの下の方になります、説明欄5番のあさひ健康福祉センター運営事業は、前年度の指定管理委託料から直営経費での計上となっております。

90ページをお願いいたします。

1項2目の障害者福祉費は増で、主な理由は、94ページになります。ここの説明欄13番の自立支援給付事業で、扶助費の増によります。

次に、95ページの4目国民健康保険費は減で、主な理由は、96ページの説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金によるものであります。その他繰出金については増となっております。

少し飛びまして、101ページをお願いいたします。

4目の介護保険費、これは増です。主な理由は、説明欄3番の介護保険事業特別会計繰出金が増となっております。

次に、102ページです。

3項1目児童福祉総務費は増で、主な理由は、103ページの説明欄5番の出産祝金支給事業、それから104ページの説明欄7番の子ども医療費助成事業で、人口減少対策事業として、事業費を増としたものでございます。

106ページをお願いいたします。

2目の児童措置費、減で、主な理由は、説明欄2番の子どものための手当給付事業で、国の新たな制度として、子どもための手当に変わることにによるものです。

107ページをお願いいたします。

説明欄3番の障害児通所支援事業は、新規事業で、根拠法令が児童福祉法とされたことから、1項2目の障害者福祉費の自立支援給付事業から分割計上しております。

少し飛びまして、115ページ、お願いいたします。

5項1目の災害救助費です。これは増で、説明欄2番の東日本大震災災害救助費の新規計上によるものです。

次に、4款衛生費でございます。

118ページになります。

1項1目保健衛生総務費、減でございます。主な理由は、次の119ページの説明欄3番、水道企業団負担金が減となったことによります。

少し飛びまして、123ページをお願いいたします。

2目の予防費、これは増で、主な理由は125ページになります。説明欄5番の感染症予防対策事業になります。内容として、次の126ページの20節扶助費に70歳以上の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成金を新規に計上したことによります。

128ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は増で、増の主な理由は、説明欄2番、環境衛生事務費で、内訳として、次の129ページにあります19節の東総衛生組合負担金が、前年度は2項1目の清掃総務費に計上されていたことから、これは組み替えによる増です。

2項1目の塵芥処理費は減で、主な理由は、少し飛んで、説明欄の139ページになります。説明欄の15節グリーンパーク改修工事、ここの部分が減となっております。

次に、6款農林水産業費です。

これにつきましては149ページになります。

1項3目農業振興費は増で、主な理由は、2ページ後の151ページの説明欄4番、農水産業災害復旧資金利子補給事業、それと155ページになります、説明欄の14番、農業者戸別所得補償制度推進事業、それから説明欄の16番、農業流通基盤強化支援事業の新規計上によるものです。

4目畜産振興費は増で、156ページの説明欄3番、さわやか畜産総合展開事業の新規計上でございます。

159ページをお願いします。

2項1目林業総務費は増で、主な理由は、説明欄2番、保安林植栽事業で、津波被害軽減のため、盛り土のうえ、植栽を行うものでございます。

少し飛びまして、162ページになります。

4目漁港建設費、これは説明欄の15、工事請負費で、外西堤防の管理用放送設備を設置する、そういうものでございます。

次に、7款の商工費です。

167ページになります。

1 項 2 目商工振興費は減です。この内容ですが、169ページの説明欄 4 番の商工業災害復旧資金利子補給事業、170ページの説明欄 8 番、旭市特産品開発事業は新規の計上で、減の主な理由は、前年度まで行っていた、ふるさと産品ショップ運営事業の終了によるものです。171ページです。

1 項 3 目観光費、増です。増の主な理由は、少し飛びまして、176ページの説明欄 6 番の国民宿舎施設解体事業でございますが、市長の施政方針でも申し上げましたとおり、解体の是非については、今後十分検討していくということで、執行は当面見合わせるということでございます。

なお、前年度に計上のありました飯岡刑部岬展望館維持管理費は、指定管理が民間事業者へ移行されることとなったため、その事業自体は廃止となっております。

次に、8 款の土木費です。

183ページをお願いいたします。

3 目の道路新設改良費でございます。これは減となります。説明については、184ページの説明欄の 3 番、4 番、5 番、それと185ページの説明欄 6 番の各事業の進捗に伴いまして、工事費、用地購入費、補償補填金等について大きく減となっているものでございます。

186ページの 4 目橋梁新設改良費は、目の新規設定でございます。文化の杜公園西側の仁玉川にかかります橋の架け替え工事を行うものでございます。

次に、188ページをお願いいたします。

3 項 2 目街路費は減で、減の主な理由ですが、説明欄 2 番の街路整備事業（谷丁場遊正線）、これが減となっております。

次に、191ページ、4 目の公園費です。これは増で、主な理由は、文化の杜公園の整備が23年度をもって終了することから、維持費の増、それから129ページの説明欄 2 番のあさひ健康パーク維持管理費が前年度の指定管理委託料から直営経費での計上となったこと等によるものでございます。

次に、4 項 1 目住宅管理費は減です。この主な理由は、説明欄 4 番の市営住宅改修事業が減で、197ページの説明欄10番、緊急雇用創出仮設住宅管理人設置事業は新規の計上で、それぞれの入れ繰りで全体的には減ということです。

一番下の 2 目住宅建設支援費は新規の設定で、被災者への住宅再建支援金や、198ページ、住宅再建資金の利子補給を行う、そういうものでございます。

次に、9 款の消防費です。

200ページになります。

1 項 1 目の常備消防費、増です。主な理由は、202ページの説明欄 4 番、消防車両整備事業と説明欄 5 番の消防庁舎整備事業を新規に計上したこと、それから説明欄 6 番の消防広域化・共同化基盤整備事業の共同指令センター整備負担金の増によるものでございます。

その下にあります 2 目の非常備消防費も増で、主な理由は、205ページの説明欄 3 番、消防団施設強化事業が増となっております。

次に、206ページです。

3 目の災害対策費は増で、主な理由は、207ページ、説明欄 2 番の災害に強い地域づくり事業を新規に計上するもので、208ページの説明欄の上から 2 行目ですが、地域防災計画の見直しや、15節の工事請負費では、非常用発電機の設置、また津波避難施設の整備を行うとともに、消防防災用備品の充実も図るものとしております。

次に、10款教育費です。

212ページ、お願いいたします。

下のほうになりますが、1 項 2 目事務局費、これは増で、主な理由は、少し飛びまして、216ページの説明欄11番、教職員住宅管理費で、住宅の解体撤去費の計上をしております。

次に、219ページ、2 項 1 目学校管理費、これも増で、主な理由は、221ページの説明欄 3 番、小学校施設改修事業で土地購入費等の計上によるものでございます。

222ページの 2 目教育振興費、これは減でございます。主な理由は、223ページの説明欄 2 番の小学校教材備品等購入事業で、前年度で指導書の購入費が終了したことによるものですが、224ページの説明欄 6 番、小学校教諭補助員配置事業は、配置補助員の増を予定しております。

次に、225ページです。

3 項 1 目学校管理費は、大幅な増となっております。主な理由は、227ページの飯岡中学校改築事業で、改築工事費の新規計上によるものです。

228ページの 2 目教育振興費も増で、小学校費と同様に教諭補助員配置事業の増等によるものです。

少し飛びまして、236ページをお願いいたします。

4 項 2 目文化振興費、これも増です。主な理由は、237ページの説明欄 2 番、文化振興事業で、文化会館での実施事業は、演劇鑑賞やコンサート等11事業を予定しております。

大きく飛びまして、262ページになります。

3 目の学校給食費、減で、この主な理由は、268ページの説明欄 9 番の学校給食センター統合改築事業によるものです。

270ページ、11款になります。災害復旧費は、科目設定を基本としております。

3 項 1 目の道路橋梁災害復旧費は私道整備助成金等、4 項 2 目の社会教育施設災害復旧費は大原幽学遺跡の復旧費を、それから272ページになります、5 項 1 目のその他公共・公用施設災害復旧費は、矢指ヶ浦海水浴場の復旧費を新規に計上しております。

274ページをお願いいたします。

12款の公債費は、元金、利子とも減となっております。

次に、276ページ、13款の諸支出金です。

1 項 1 目土地取得費は科目設定です。

2 項 1 目は、水道事業公営企業費でございますが、高料金対策繰出金及び前年度に出資金があったこと等によって、24年度は減となっております。

2 目の病院事業公営企業費は大幅な増で、病院事業に関する交付税算入額が増となる見込みであることから、繰出金が増となっております。

少し飛びまして、280ページになります。

14款の予備費でございますが、これは4,000万円を計上しております。

以上が歳出の主な内容でございます。

続きまして、281ページをお願いいたします。ここから286ページまでは給与費明細書となっております。今ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、それからその他の特別職について、本年度と前年度を比較したものでございます。

次の282ページ、これは2の一般職のうち、(1)の総括、これは一般職の職員数、給与、共済費について、前年度と比較したものでございます。

このほかの詳細は、283ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、287ページをお願いいたします。ここから290ページまでは債務負担行為に関する調書で、支出が25年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものでございます。

最後に、291ページをお願いいたします。

この表でございますが、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の計のところをご覧ください。下から22年度末の現在高で272億7,233万2,000円、その右が23年度末現在高見込額で302億7,403万2,000円、その右が24年度中の起債見込額で28億8,270万円、その右が24年度中の元金償還見込額、一番右が24年度末の現在高見込みでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の293ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を事業勘定は91億4,000万円、施設勘定は5,400万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の294ページから300ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は301ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

301ページと302ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、303ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、最初に304ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は23億6,453万9,000円、前年度に対し5億3,591万3,000円、18.5%の減を見込みました。これは23年度において保険税の税率改正の予定でありましたが、震災等に伴い、改定を見送ったことによるものであります。

内訳であります。303ページにございますように、1項1目一般被保険者国民健康保険税が22億6,227万3,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は1億226万6,000円、これも退職被保険者等に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、医療給付費分の税率は、所得割100分の6.5、資産割100分の30、均等割1万2,000円、平等割2万円、課税限度額は47万円です。後期高齢者支援金分の税率は、所得割100分の1.5、均等割1万2,000円、課税限度額は12万円です。介護納付金分の税率は、所得割100分の1.2、均等割1万2,000円、課税限度額は9万円です。

305ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、国の定率負担で19億2,032万9,000円を見込みました。国の負担率であります、現行の34%から24年度は32%とし、この減少部分を県の財政調整交付金として措置する改正が行われます。

2 目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を6,062万7,000円と見込みました。

3 目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国が3分の1を負担するもので1,820万8,000円と見込みました。

2 項 1 目財政調整交付金は、4 億4,605万2,000円を見込みました。

306ページをお願いいたします。

5 款療養給付費等交付金は、2 億7,872万7,000円を見込みました。これは退職被保険者等の医療費等に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

6 款前期高齢者交付金は、11億4,828万1,000円を見込みました。これは前期高齢者、65歳から74歳までの方々の加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が医療保険間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付されるものでございます。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の6,062万7,000円を見込みました。

2 目特定健康診査事業費等負担金は、1,643万4,000円を見込みました。

307ページをお願いいたします。

2 項 1 目県財政調整交付金は、5 億5,747万6,000円を見込みました。県財政調整交付金は、市町村国保財政の安定化に対する県の交付金であります、先ほど国庫支出金で説明いたしましたが、負担率が7%から9%に引き上げられております。

8 款共同事業交付金は、11億3,333万6,000円を見込みました。これは高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

308ページをお願いいたします。

10 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、8 億3,269万6,000円を見込みました。これはルール分及びその他の繰入金5 億5,000万円でございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は、2 億5,100万円を見込みました。

309ページをお願いいたします。

12款諸収入、1項延滞金及び過料は、1,000万2,000円を見込みました。

3項1目特定健康診査等受託収入は、1,858万9,000円を見込みました。これは国保の特定健診に併せ、後期高齢者の健康診査に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入であります。

310ページをお願いいたします。

4項1目一般被保険者第三者納付金1,000万円は、交通事故等による第三者納付金でございます。

5目雑入の主なものは、人間ドック自己負担収入で、年間600件、1,151万7,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

311ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は3,109万7,000円を見込みました。主な内訳といたしましては、レセプト点検や電算処理委託料等の事務費で1,341万5,000円を見込みました。

312ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は2,005万4,000円、前年度に対し588万2,000円、41.5%の増を見込みました。主に通信運搬費と電算機保守委託料であります。

314ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費の合計額は315ページになります。50億1,766万7,000円、前年度に対し1億7,787万8,000円、3.4%の減を見込みました。内訳でございますが、1目一般被保険者療養給付費に46億5,000万円、2目退職被保険者等療養給付費に2億6,000万円、3目一般被保険者療養費に8,200万円、4目退職被保険者等療養費に500万円、5目妊産婦賦課金に700万円、6目審査支払手数料に1,366万7,000円を見込みました。

315ページをお願いいたします。

2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費に5億8,000万円、2目退職被保険者等高額療養費に3,300万円を見込みました。3目一般被保険者高額介護合算療養費の150万円と4目の退職被保険者高額介護合算療養費の50万円は、介護保険との合算療養費でございます。

316ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金の6,303万2,000円は、1件当たり42万円で150件を見込むもので、前年度に比較して20件の減となっております。

5項1目葬祭費の1,000万円は、議案第22号でご審議いただきますが、1件当たりの葬祭

費の支給額を7万円から5万円に改定するもので、200件を見込みました。

317ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金は、13億8,333万円を見込みました。これは後期高齢者に係る医療費を支えるために、全国平均の1人当たりの年間医療費に該当数を掛けて算出するものでございます。

318ページをお願いいたします。

6款介護納付金は、6億7,705万5,000円を見込みました。これは国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として支払基金に納めるものでございます。

319ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金は、11億2,943万5,000円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象医療費が「80万円を超えるもの」の高額医療費共同事業拠出金及び「30万円を超え80万円まで」の保険財政共同安定化事業拠出金の二本立てからなるものでございます。

8款保健事業費は、1億2,024万9,000円を見込みました。主な事業としては、説明欄1、特定健康診査等事業が8,362万2,000円、説明欄2、特定保健指導事業が150万5,000円を見込みました。

続きまして、320ページをお願いいたします。

説明欄3、短期人間ドック事業に3,259万2,000円を見込みました。

322ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1,719万4,000円を見込みました。これは321ページの1目一般被保険者保険税還付金が主なものでございます。

3項1目他会計繰出金は、1,060万円を見込みました。これは滝郷診療所及び旭中央病院への国・県補助金を国保会計を経由して繰り出すものでございます。

323ページをお願いいたします。

12款予備費は、前年度に対し3,000万円減の4,000万円を見込みました。

324ページは、給与費明細書であります。

続きまして、施設勘定についてご説明いたします。

325ページと326ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、327ページの歳入から予算の内訳について、順を追ってご説明いたします。

それでは、327ページをお開きください。

1款診療収入、1項外来収入は、前年度に対し2,290万5,000円、37.7%の減、3,782万

9,000円を見込みました。これは診療日の減による収入減を見込みました。

2項1目諸検査等収入は、459万7,000円を見込みました。これは予防接種等の一般健康診査料が主なものでございます。

329ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目他会計繰入金は、一般会計より710万円及び国保事業勘定より30万円を見込みました。

330ページをお願いいたします。

7款繰入金は400万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

331ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、前年度に対して1,567万5,000円、39.6%減の2,391万7,000円を見込みました。これは診療日の減に伴う職員1人の減及び中央病院からの医師派遣の中止による委託料等の減によるものでございます。

飛びまして、334ページをお願いいたします。

2款医業費、1項3目医薬品衛生材料費は、前年度に対し930万1,000円、26.2%減の2,625万5,000円を見込むものでございます。

336ページから339ページは、給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月9日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議されたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の341ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を4億7,600万円と定めるものであります。

次の342ページ、343ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は345ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

345ページと346ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

347ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料は、3 億3,528万5,000円、前年度に対して3,788万5,000円、12.7%の増を見込みました。内訳として、1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料に2 億5,190万5,000円、2 節現年度分普通徴収保険料に8,197万円、3 節滞納繰越分普通徴収保険料に141万円であります。

これらは市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、介護保険料の徴収と同様に、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きする方法と普通徴収に分かれるものでございます。

また、保険料率でございますが、2 年ごとに千葉県後期高齢者医療広域連合で見直しを行い、改定することになっており、平成24年度がちょうど改定時期に当たっておりました。そこで、先般、広域連合議会において、料率改定の議案が上程され可決されたわけでございますが、この内容を申し上げますと、所得割が6.64%から0.33ポイント上げて6.97%に、均等割が3 万4,100円から1,700円上げて3 万5,800円になり、また賦課限度額につきましても50 万円から5 万円引き上げられ55万円となるものでございます。

また、各人の所得の状況によりまして、均等割では9 割、8.5割、5 割、2 割の軽減措置がとられ、所得割でも5 割の軽減措置がとられるものでございます。

2 款繰入金は、一般会計から1 億3,366万9,000円、前年度に対し1,296万4,000円、10.7%の増を見込みました。内容といたしましては、徴収事務等に係る事務経費と、保険料軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものでございます。

3 款繰越金は500万円を見込みました。

348ページをお願いいたします。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金は、100万8,000円を見込みました。これは過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額補てんされることから計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

349ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、903万9,000円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、257万3,000円を見込みました。

350ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目広域連合納付金は、4 億5,838万円を見込みました。これは徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合に支出するものでございます。

3 款 1 項償還金及び還付加算金は、100万8,000円を見込みました。これは歳入の4 款のところで申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するものであります。

351ページをお願いいたします。

4 款予備費は500万円を見込みました。

以上で、議案第3 号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第4 号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の353ページをお開きください。

第1 条で、歳入歳出予算の総額を42億8,100万円と決めました。

第2 条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の354ページから360ページまでは説明を省略させていただきまして、361ページの歳入から予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第1 号被保険者保険料は、7 億9,709万円で、保険料基準額は5 万1,600円、納付義務者数を1 万6,811人と見込み、対前年度29.4%の増です。

なお、第1 号被保険者保険料につきましては、議案第21号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただきましたので、そこで補足説明申し上げます。

内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を、現年度分の91.6%に当たる7 億2,729万円とし、2 節現年度分普通徴収保険料に6,669万5,000円、3 節過年度分普通徴収保険料に310万5,000円をそれぞれ見込みました。

2 款国庫支出金ですが、1 項 1 目介護給付費負担金は7 億2,999万3,000円を、2 項 1 目調整交付金は介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、2 億6,648万円を見込み、2 目地域支援事業交付金に1,947万3,000円をそれぞれ見込みました。

362ページになります。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、第2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で12億372万7,000円を、2 目地域支援事業支援交付金に460万2,000円を見込みました。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は 6 億 1,901 万 2,000 円、363 ページになります、2 項 1 目地域支援事業交付金に 973 万 6,000 円を見込みました。

3 項 1 目返還金に 3,931 万 2,000 円を見込みました。これは保険料上昇抑制のため、千葉県財政安定化基金が取り崩されることになりましたので、その返還分を計上したものでございます。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金は 5 億 1,884 万 9,000 円、2 目地域支援事業繰入金に 1,430 万 8,000 円、364 ページになります、3 目介護保険事務費繰入金に 5,436 万円をそれぞれ見込みました。

365 ページになります。

8 款 2 項 2 目雑入の 405 万 2,000 円は、説明欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、366 ページになります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、一般事務経費で 1,058 万 4,000 円、2 項 1 目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費で 355 万円。367 ページになります。3 項 1 目介護認定審査会費は、介護認定審査会の開催を毎週 2 回、年 96 回と見込み 2,347 万 5,000 円。368 ページになります。2 目認定調査費は、認定調査に係る経費を 1,560 万 7,000 円と見込み、それぞれ計上しました。

369 ページの下段になります。

2 款保険給付費は、第 5 期介護保険事業計画で推計し定めております。ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は 41 億 5,078 万 8,000 円で、対前年度 9.4% の増を見込みました。

1 項 1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、14 億 7,384 万円を計上いたしました。

370 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、認知症対応型通所介護に 10 人、グループホームに 45 人、小規模特別養護老人ホームに 45 人の利用を見込み、2 億 7,138 万 1,000 円を計上しました。

3 目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設 410 人、老人保健施設 200 人、療養型医療施

設 4 人の合計614人の利用を見込み、18億4,598万5,000円を計上しました。

371ページの下段になります。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、2 億370万1,000円を見込みました。

372ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で、利用者を200人と見込み、それぞれ計上しました。

373ページの下段になります。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で346万2,000円を見込みました。

374ページになります。

4 項 1 目高額介護サービス費は、5,907万円を計上しました。

375ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス費は、490万円を計上しました。

6 項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、計の欄は次の376ページになりますが、1 億7,349万4,000円を計上しました。

377ページになります。

5 款 1 項 1 目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で、597万4,000円を計上しました。

378ページになります。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費は、二次予防対象高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費で、1,013万円を見込みました。

379ページになります。

2 項 1 目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する二次予防対象高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,195万7,000円を計上しました。

380ページになります。

3 項 1 目任意事業費は、2,568万8,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

383ページになります。

7 款予備費は、1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、384ページから388ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 議案第5号、平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の389ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億700万円に定めるもので、対前年度3億6,600万円、37.6%の減であります。

第2条の地方債につきましては、後ほど第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金、最高額を2億円に定めるものであります。

390ページから392ページの第1表歳入歳出予算の各款項ごとの予算内容につきましては、下水道事業特別会計予算に関する説明書のほうで説明させていただきます。

393ページをお開きください。

第2表地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、6,980万円を計上するものでございます。

395ページ、396ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

397ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は2,519万6,000円で、対前年度690万5,000円、37.8%の増であります。これは下水道事業受益者負担金でありまして、平成23年

3月までに供用開始した167.6ヘクタールの区域で分割納付される方の24年度納付分と、平成24年3月末に新たに供用開始するイ地区旭中央病院周辺16.9ヘクタールの受益者負担金を推定し計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は8,506万6,000円で、対前年度2,248万3,000円、35.9%の増であります。これは下水道の使用料金でありまして、23年度の実績及び平成24年度から供用開始となる旭中央病院分等をもとに推定し計上いたしました。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は1,650万円で、対前年度1億8,145万円、91.7%の減であります。これは終末処理場、旭中央ポンプ場等の整備工事の完成により減少するものであります。

398ページをお開きください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3億6,016万2,000円で、対前年度5,739万8,000円、13.7%の減で計上いたしました。

6款繰越金、1項1目繰越金は5,000万円で、対前年度3,000万円、150%の増で計上いたしました。

399ページをお開きください。

8款市債、1項1目下水道債は6,980万円で、対前年度1億8,630万円、72.7%の減であります。これは国庫補助金と同様、整備工事の完成により、減少するものであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

402ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、説明欄3の下水道普及促進費、8節報償費の報償金は61万3,000円で、受益者負担金の前納報奨金であります。

403ページをお開きください。

2款事業費、1項1目維持管理費は1億6,540万5,000円で、対前年度1,992万3,000円、13.7%の増であります。増の主な理由といたしまして、旭中央病院等供用開始による污水处理の増加、旭中央ポンプ場の稼働に伴う運転委託料の増加等によるものであります。

405ページをお開きください。

2款事業費、2項1目工事費は8,924万6,000円、対前年度3億9,223万1,000円、81.5%の減であります。減少の主な理由は、終末処理場、旭中央ポンプ場の整備工事の完成により減少するものであります。

説明欄 1 の下水道建設事業、15節工事請負費の管渠工事は6,930万円で、口地先 J A ちばみどり北側の周辺3.3ヘクタールの面整備工事と、23年度に面整備工事を実施いたしましたイ地区、旭中央病院北側進入路の舗装本復旧工事を予定したものでございます。

406ページをお開きください。

3款公債費、1項1目元金は1億7,881万7,000円で、対前年度909万円、5.4%の増であります。

1項2目利子は9,631万円で、対前年度330万3,000円、3.3%の減であります。これは償還利子の利率の変更によるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、408ページから412ページは職員の給与費明細書となっております。

最後になりますが、413ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成24年度末の現在高見込額は44億5,519万7,000円となる見込みであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） 議案第6号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

本年1月末におけます江ヶ崎地区及び琴田地区、それらの状況につきましては、処理区域内人口2,218人に対しまして、使用人口1,553人、普及率70%となっております。

それでは、予算書の415ページのほうからお願いいたします。

平成24年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,200万円と決めました。この額は前年度の金額と同額でございます。

次に、416ページの歳入歳出予算から420ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省きまして、421ページ、歳入から予算の順を追って説明させていただきます。

421ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金168万円で、対前年度84万円、33.3%の減であります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設使用料は1,518万5,000円で、対前年度25万円、1.7%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用します世帯の見込みで計上させていただきました。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は3,013万2,000円で、対前年度141万円、4.5%の減であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金500万円は、前年度繰越金でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

423ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業に携わります職員の人件費及び管理経費925万6,000円で、対前年度15万円、1.6%の減であります。

続きまして、424ページ、お願いいたします。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は2,057万9,000円で、対前年度124万円、6.4%の増であります。

説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,352万6,000円、主なものとしましては、光熱水費351万6,000円、修繕料649万4,000円、維持管理業務委託料270万6,000円であります。

続きまして、説明欄 2 の琴田地区排水施設維持管理費、これにつきましては705万3,000円で、主なものは、光熱水費144万6,000円、修繕料279万5,000円、維持管理業務委託料211万円であります。

続きまして、426ページをお願いいたします。

2 目資源循環事業費57万1,000円は、農業集落排水処理施設から排出されます汚泥の処理費用でございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金1,401万円、2 目利子につきましては510万4,000円、これにつきましては農業集落排水施設整備によります借入金の償還額でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、428ページをお願いいたします。

428ページは給与費明細書でございます。職員数、給与費、共済費、職員手当等につきまして、対前年度との比較表でございます。

429ページから431ページ、これにつきましてはご覧いただきまして、説明は省略させてい

たきます。

最後に、432ページをお願いいたします。

地方債の現在高に関します調書であります。表の右側でございます。24年度末現在高見込額は2億5,756万2,000円であります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） 議案第7号、平成24年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で、（1）給水件数を1万9,198件、年間給水量を596万4,080立方メートルとし、1日平均給水量は1万6,340立方メートルと予定いたしました。（2）主要な建設改良事業ですが、配水管布設工事に4,347万円を予定いたしました。

次の2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定め、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり決めました。

内容につきましては、5ページの実施計画によりご説明申し上げます。

次は3ページをご覧ください。

第5条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであり、第6条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであり、第8条は、たな卸資産の購入限度額を433万8,000円と定めるもので、これは量水器及び材料の購入費でございます。

次のページからは予算に関する説明書であり、5ページをお開きください。

平成24年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

まず、収益的収入ですが、1款水道事業収益は15億5,153万6,000円で、前年度に比べて4,877万5,000円、3.0%の減を予定いたしました。

1 項営業収益は15億5,012万5,000円で、主なものは、1 目給水収益15億2,699万5,000円の水道料金でございます。有収水量を572万5,517立方メートルと見込みました。2 目受託工事収益は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益で、3 目その他営業収益は、一般会計からの消火栓維持管理負担金及び宅内工事検査等の手数料となっており、予定額はそれぞれ記載のとおりでございます。

2 項営業外収益は、141万1,000円を予定いたしました。このうち主なものは、2 目他会計補助金の140万円で、企業職員に係る子ども手当に要する経費としての一般会計からの補助金でございます。

次に、6 ページをお開きください。

支出の部ですが、1 款水道事業費用は14億4,125万1,000円で、前年度に比べて3,406万3,000円、2.3%の減を予定いたしました。

1 項営業費用は、13億8,456万5,000円で、主なものは、1 目原水及び浄水費 8 億3,596万2,000円の受水費で、次に少し飛んで、5 目の固定資産の減価償却費 2 億3,590万1,000円などでございます。それぞれ各項目の予定額は記載のとおりでございます。

2 項営業外費用は、4,496万8,000円を予定いたしました。内訳は、1 目企業債の支払利息及び取扱諸費、2 目消費税及び地方消費税となっております。

3 項特別損失は、過年度損益修正損の171万8,000円、4 項は予備費の1,000万円を予定いたしました。

次の7 ページは、資本的収入及び支出です。

収入の部ですが、1 款資本的収入で4,684万5,000円、前年度に比べて9,437万2,000円、66.8%の減を予定しました。

1 項1 目負担金1,961万4,000円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金及び配水管布設等に係る工事負担金で、2 項1 目給水申込納付金2,723万1,000円は水道加入申込金となっております。

支出の部は、1 款資本的支出は、4 億7,792万8,000円で、前年度に比べて1 億1,572万4,000円、19.5%の減を予定いたしました。

1 項建設改良費は、1 億2,209万4,000円を予定し、1 目拡張工事費は配水管布設工事費等で、2 目改良工事費は配水管の布設替工事費、3 目固定資産取得費は旭配水場塩素滅菌設備更新費及び干潟配水場高区圧力タンク更新費などとなっており、予定額は記載のとおりでございます。

2 項 1 目は企業債の償還元金で 3 億 4,583 万 4,000 円、3 項 1 目は予備費 1,000 万円を予定しております。

大変恐れ入りますが、2 ページに戻らせていただきます。

第 4 条の括弧書きになります。ただいまご説明申し上げました資本的収支の不足額 4 億 3,108 万 3,000 円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 370 万 1,000 円、過年度分損益勘定留保資金 4 億 2,738 万 2,000 円で補てんいたします。

次に戻りまして、8 ページをお開きください。

この表は、平成 24 年度の資金計画となっております。中ほどの列の当年度予定額の欄をご覧ください。受入資金と支払資金の差し引きを一番下に記載しており、5 億 3,769 万 8,000 円を当年度末の現金として予定いたしました。

次の 9 ページから 12 ページまでは、職員給与費関係の明細となっております。職員の各種支給要件などは一般会計の職員と同じでございます。

少し飛びまして 13 ページは、債務負担行為に関する調書であり、旭市水道お客様センター業務委託に係る当該年度以降の支払義務発生期間及び予定額等を定めるものでございます。

14 ページから 16 ページにつきましては、平成 24 年度末の予定貸借対照表となっております。16 ページをお開きください。

6 剰余金、(2) 利益剰余金ですが、当年度純利益が 1 億 637 万 7,000 円、前段の繰越利益剰余金年度末残高との合計で 2 億 3,115 万円が当年度末の利益剰余金となる見込みでございます。

次に、17 ページから 21 ページにつきましては、平成 23 年度の予定損益計算書及び 23 年度末の予定貸借対照表でございます。

21 ページをお開きください。

6 剰余金、(2) 利益剰余金ですが、当年度純利益の 1 億 2,477 万 3,000 円が 23 年度末利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第 7 号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 8 号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第 8 号、平成 24 年度旭市病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は総則であります。

第 2 条は業務の予定量であります。

1、事業量の（１）事業計画ですが、①許可病床数は989床となっております。②患者数は、イ、入院患者数26万1,000人、ロ、外来患者数79万1,700人を見込みました。また、③介護老人保健施設は、イ、入所者数 3 万4,230人、ロ、通所者数6,410人を見込みました。

2 ページをお開きください。

④養護老人ホームは、イ、入所者数 1 万7,880人、ロ、短期入所者数870人、⑤特別養護老人ホームは、イ、入所者数 1 万8,140人、ロ、短期入所者数730人、⑥ケアハウスは、入所者数 1 万4,600人、⑦訪問看護ステーションは、訪問患者数4,900人、⑧グループホーム・ケアホームは、入所者数1,460人を見込んだところであります。

2、資本的支出の（１）建設改良計画ですが、①工事費 7 億6,968万5,000円は、再整備事業改修工事その他整備工事などを予定いたしました。②資産購入費28億1,059万1,000円は、病院情報システム機器・医療機器の購入やソフト開発費等を予定いたしました。

3、職員計画は1,814人であります。

3 ページをお開きください。

第 3 条収益的収入及び支出の予定額であります。

次に、4 ページをお開きください。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であります。実施計画によりご説明申し上げますので、7 ページをお開きください。

平成24年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1 款病院事業収益は359億7,777万4,000円を予定いたしました。

1 項医業収益は、321億2,949万円を見込みました。主な内訳ですが、1 目入院収益は170億2,826万7,000円、2 目外来収益は140億8,915万3,000円を予定いたしました。入院収益、外来収益とも、23年 6 月以降の患者数の実績及び単価をベースとし算出いたしました。

2 項医業外収益は、26億6,377万5,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2 目補助金 2 億9,753万7,000円は、臨床研修費補助金、地域医療再生臨時特例基金など、病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。3 目負担金交付金19億9,976万7,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上

いたしました。

なお、このほかに看護師養成事業収益に1億1,491万4,000円、養護老人ホーム事業収益に1,740万2,000円、ケアハウス事業収益に2,751万9,000円が繰り入れ予定でありまして、繰入金合計額は21億5,960万円余りでございます。

次に、8ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億8,189万8,000円は、看護学生の授業料、寄宿舍費、繰入金などでございます。

4項介護老人保健施設事業収益5億2,287万1,000円は、入所者、通所者の介護料などあります。

5項養護老人ホーム事業収益1億4,669万8,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などでございます。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億1,589万1,000円は、入所者の介護料などあります。

7項ケアハウス事業収益6,727万5,000円は、入所者の使用料、繰入金などでございます。

8項訪問看護ステーション事業収益4,583万円は、旭こころとくらしのケアセンターの訪問看護料でございます。

9項グループホーム・ケアホーム事業収益404万5,000円は、神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム・ケアホーム事業の利用料等でございます。

次に、支出でございますが、9ページをお開きください。

1款病院事業費用は、358億8,946万9,000円を予定いたしました。

1項医業費用は、320億2,437万6,000円を見込みました。主な内訳であります。1目給与費145億1,878万7,000円は、病院職員にかかわる給与費で、救急パート医師・看護師確保に伴う増加分を計上いたしました。2目材料費104億7,026万1,000円は、薬品、診療材料、給食材料などでございます。3目経費41億1,107万3,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などでございます。4目減価償却費は26億9,252万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2項医業外費用は、16億263万5,000円であります。主な内訳ですが、1目支払利息及び企業債取扱諸費6億63万7,000円、2目雑損失5億2,622万6,000円、3目繰延勘定償却4億3,973万円などあります。

次に、10ページをお開きください。

3項看護師確保対策事業費用3億1,720万3,000円は、職員給与費や学生の教育費、奨学金

などでございます。

4 項介護老人保健施設事業費用は 5 億 6,419 万 2,000 円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億 4,129 万 5,000 円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億 5,017 万 9,000 円、7 項ケアハウス事業費用は 7,537 万 2,000 円、8 項訪問看護ステーション事業費用は 4,960 万 7,000 円、9 項グループホーム・ケアホーム事業費用は 1,717 万 8,000 円で、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容でございます。

11 ページをお開きください。

10 項特別損失 7 億 9,743 万 2,000 円は、4 号館東、5 号館及び 6 号館解体工事であります。

11 項予備費は 5,000 万円を計上いたしました。

12 ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1 款資本的収入は、15 億 5,130 万円を予定しました。

1 項 1 目企業債 15 億円は、病院情報システム設備整備事業に係る企業債借り入れ等であり
ます。

2 項 1 目補助金 5,025 万円は、地域医療再生臨時特例基金、国民健康保険調整交付金であり
ます。

3 項 1 目固定資産売却代金は、105 万円を見込みました。

支出ですが、1 款資本的支出は 46 億 9,907 万 3,000 円を予定いたしました。

1 項建設改良費は、35 億 8,027 万 6,000 円を予定しております。そのうち、1 目工事費 7 億
6,968 万 5,000 円は、再整備事業改修工事その他整備工事などを予定したものであります。ま
た、2 目資産購入費 28 億 1,059 万 1,000 円は、病院情報システム機器・医療機器の購入やソフト
開発費などであります。

2 項 1 目企業債償還金は 11 億 1,879 万 6,000 円であります。

ここで、次に 4 ページに戻らせていただきます。

第 4 条資本的収入及び支出の本文、括弧書きであります。これは資本的収入 15 億 5,130
万円、資本的支出 46 億 9,907 万 3,000 円により生ずる不足額 31 億 4,777 万 3,000 円を、損益勘定
留保資金などで補てんしようとするものであります。

第 5 条は、継続費について定めるものであります。再整備事業改修工事その他整備工事、
総額 39 億 410 万 5,000 円は、平成 23 年度から 24 年度まで 2 か年の継続事業として予定したもの
で、平成 24 年度の年割額は 2 億 5,500 万円であります。また、病院情報システム設備整備事

業は、平成24年度から25年度の継続事業として、総額15億7,500万円を予定しております。
平成24年度の年割額は10億5,000万円、平成25年度は5億2,500万円であります。

5ページをお開きください。

第6条は、企業債について定めるもので、病院情報システム設備整備事業として7億円、
医療機器整備事業として8億円の起債を予定しました。

第7条は、一時借入れの限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第9条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6ページをお開きください。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を115億5,000万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、超音波診断装置など13件を予定しました。

次に、13ページをお開きください。

平成24年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を75億5,427万2,000円と予定しました。

次の14ページからは、平成24年度予定貸借対照表であります。

18ページの下から5行目のハ、当年度末処分利益剰余金は、当期利益金を含めて1億7,024万7,046円となる見込みであります。

以下、19ページからは平成23年度予定損益計算書、22ページからは平成23年度予定貸借対照表となっております。その後、27ページからは給与費明細書、34ページからは実施計画内訳書、47ページは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,600万円を追加し、予算の総額を330億6,600万円とするものです。

第2条繰越明許費の補正と第3条債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、6ページ以降でご説明いたします。

2ページから5ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書により説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。掲載しております21事業、これは年度内に完了しない見込みのものでございます。この中には国の第3次補正予算関係の4事業も含まれておりますので、その4事業を申し上げます。

8款土木費の橋梁維持補修事業2,154万6,000円、消防費の消防広域化・共同化基盤整備事業8,565万1,000円と非常通信設備整備事業9,108万6,000円、それと教育費の小学校大規模改造事業1,294万6,000円であります。

次に、7ページです。

第3表の債務負担行為補正でございます。東日本大震災による被害中小企業に対する低利融資のための利子補給の期間の変更で、債務負担の終期を平成28年度から1年延長して29年度までとするものでございます。

8ページになります。

第4表の地方債補正でございます。上の表の追加の2事業は、国の3次補正予算により、24年度から23年度に前倒しして実施するため追加するものです。

下の表の変更については、事業費の確定や財源の変更により、起債の限度額を変更するもので、一番上の災害対策債については、震災復興特別交付税で財源手当てされることとなったため、借入れを行わないこととするものでございます。

それと、下から5番目の消防施設整備事業、その下の防災基盤整備事業と下から2番目の学校給食センター統合改築事業につきましては、国の3次補正予算により事業の一部が前倒しになったため、限度額を増とするものでございます。

次に、歳入につきまして順を追ってご説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目の市民税の個人及び2項1目の固定資産税と7項1目の都市計画税の減は、

震災による減免の影響によるものでございます。

12ページになります。

9款1項1目地方交付税12億142万1,000円の追加は、留保しておりました普通交付税の全額4億5,134万4,000円と、特別交付税は震災復興特別分、それから病院事業に係る増額分等でございます。7億5,007万7,000円を計上したものでございます。

13款1項2目災害復旧費国庫負担金6,017万1,000円の追加は、道路橋梁に係る災害復旧費負担金です。

2項4目土木費国庫補助金2億3,498万円の減は、社会資本整備総合交付金の減によるものです。

13ページになります。

5目消防費国庫補助金5,891万2,000円の追加は、消防防災通信基盤整備費補助金が増となったことによるものです。

6目教育費国庫補助金1億575万4,000円の追加は、学校給食センター統合改築事業等が増となったことによるものです。

7目災害復旧費国庫補助金9,415万6,000円の減は、社会福祉施設等災害復旧費補助金が県補助金に含まれて交付されるため等によるものです。

一番下の14款1項1目民生費県負担金8,663万7,000円の減は、保険基盤安定負担金等によるものです。

14ページをお願いいたします。

2項4目農林水産業費県補助金3,108万4,000円の減は、地域水産物供給基盤整備事業費補助金等によるものです。

6目土木費県補助金2億2,825万円の減は、被災者住宅再建支援事業費補助金の減によるものでございます。

9目の災害復旧費県補助金2,604万1,000円の増は、社会福祉施設等災害復旧費補助金の増です。

一番下の16款1項1目一般寄附金2,961万円の追加は、災害見舞金としての篤志寄附を計上するものでございます。

15ページをお願いいたします。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金は、平成22年度の保険給付費負担金等の精算分を繰り入れるものでございます。

17款の2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入額1億1,000万円をすべて減額いたします。

19款4項1目貸付金元利収入は、国民宿舎事業会計からの返還金でございます。

一番下の5項3目雑入でございますが、9,898万8,000円の追加で、説明欄の2番、3番、4番は市町村振興協会からの災害に対する見舞金等でございます。

16ページをお願いいたします。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正でご説明いたしました国の3次補正予算や事業費の確定等により、起債額を変更するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費203万5,000円の減は、説明欄1番の議会調査活動費の減によるものです。

2款1項1目一般管理費3億円の追加は、庁舎整備基金への積立金であります。

4目財政管理費2億5,488万円の追加は、災害復興基金への積立金で、特別交付税の算入額の一部を積み立てるものでございます。

8目電子計算費4,125万7,000円の減は、説明欄1番の広域情報ネットワーク運用事業と19ページ、説明欄2番の電算システム運用事業が減となったことによるものです。

3款1項4目国民健康保険費1億3,637万4,000円の減は、国民健康保険事業特別会計繰出金で、保険税軽減分に係ります繰出金等の減によるものです。

20ページをお願いいたします。

2項4目介護保険費827万3,000円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金で、給付見込額が増となったことによる一般会計の負担分です。

3項4目保育所費1,116万6,000円の追加は、保育所運営費で、私立保育所に係ります運営委託料の増でございます。

21ページです。

6款1項5目農地費2,532万9,000円の減は、経営体育成基盤整備事業等について負担金が減になったことによるものです。

一番下の3項2目水産振興費3,810万1,000円の減は、地域水産物供給基盤整備事業で、震災により魚礁設置工事が未執行となったためでございます。

22ページをお願いいたします。

8款2項2目道路維持費6,000万円の減及び3目の道路新設改良費の説明欄2番の道路新設改良事業1億2,500万円の減、説明欄3番の蛇園南地区流末排水整備事業1億3,950万円の減、23ページですけれども、説明欄4番の旭中央病院アクセス道整備事業1億7,300万円の減、説明欄5番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の2億6,000万円の減は、災害復旧工事を最優先に実施したこと等により、未執行となっている部分でございます。

24ページをお願いいたします。

8款4項2目住宅建設支援費2億2,825万円の減は、被災者住宅再建支援金で、液状化等により半壊・一部損壊の被害を受けた住宅を補修した世帯からの申請数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

9款1項1目常備消防費8,565万1,000円の追加は、消防広域化・共同化基盤整備事業で、国の3次補正により、消防救急デジタル無線移動局を前倒しして整備するものでございます。

25ページです。

3目災害対策費9,108万6,000円の追加は、非常通信設備整備事業で、移動系防災行政無線を避難所等へ整備するものですが、これも国の3次補正で前倒しして整備するものとなっております。

10款2項1目学校管理費1,294万6,000円の追加は、小学校大規模改造事業で、三川小学校を予定するものですが、これについても国の3次補正予算に伴う事業となっております。

26ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費4,377万5,000円の減は、飯岡中学校改築事業において、実施設計及び開発行為許可申請等、業務委託料が大幅に減となったことによるものです。

5項3目学校給食費6億9,180万5,000円の追加は、学校給食センター統合改築事業で、震災の関係で遅れて本年度の国の採択がなされたことによるものでございます。

27ページをお願いいたします。

11款1項1目民生施設災害復旧費5,982万6,000円の減は、日の出保育所改修工事、2目の衛生施設災害復旧費1億3,588万3,000円の減は、萩園生活排水処理施設の復旧工事費であります。ともに事業費の確定による減となっております。

一番下の3項1目道路橋梁災害復旧費9,666万5,000円の追加は、昨年10月22日の豪雨により被災した岩井龍福寺の道路復旧工事費等を計上するものでございます。

28ページをお願いいたします。

12款1項2目利子5,847万8,000円の減は、借入金利子支払費で、借入額の確定に伴い償還利子を減額するものでございます。

13款2項1目水道事業公営企業費1,835万6,000円の追加は、災害復旧分として出資するものでございます。

2目の病院事業公営企業費1億493万1,000円の追加は、病院事業会計繰出金が特別交付税などで増となったその要因でございまして、その額でございまして。

29ページです。

3目国民宿舎事業公営企業費3億513万8,000円の追加は、国民宿舎事業会計の廃止に伴い企業債や借入金を一括償還するため計上するものでございます。

最後の30ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。事業費の確定等により、平成23年度の起債額を3億5,570万円減額するもので、これにより平成23年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、302億7,403万2,000円となるものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（林 一哉） ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（林 一哉） 続いて、議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第10号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予

算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億400万円を減額し、予算の総額を90億8,200万円とするものです。

2ページと3ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。

4款1項1目療養給付費等負担金は、算定基礎となる一般被保険者療養給付費の減額見込みから、5,663万6,000円を減額するものであります。

2項国庫補助金は、一部負担金の免除等の増に伴い、1目財政調整交付金を5,407万5,000円、3目災害臨時特例補助金を2,104万8,000円それぞれ増額するものであります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、交付額の決定に伴い、8,118万4,000円増額するものであります。

8ページをご覧ください。

7款2項1目県財政調整交付金は、交付額の決定に伴い、普通調整交付金を1,068万6,000円減額する一方、特別調整交付金を260万円増額し、合わせまして808万6,000円減額するものであります。

10款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金における保険税軽減分の減額等に伴い、1億3,637万4,000円を減額するものであります。

2項1目財政調整基金繰入金は、保険給付費の減額に伴い基金の取り崩しが必要なくなったため、1億5,300万円を減額するものであります。

9ページをご覧ください。

12款3項1目特定健康診査等受託収入は、後期高齢者の受検者数の確定に伴い、621万1,000円減額するものであります。

続いて、10ページをご覧ください。

歳出についてご説明します。

1款1項1目一般管理費は、電算システムの改修がございましたので、1,000万円減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、災害に伴う一部負担金の減免額の増により 3,000 万 4,000 円の増額となるものの、全体では医療費の伸びが見られず、2 億 5,999 万 6,000 円減額し、45 億 9,334 万 5,000 円とするもので、災害分は 9 月補正分を含めまして 6,334 万 5,000 円、通常の給付費は 45 億 3,000 万円と見込みました。

1 項 3 目一般被保険者療養費は、当初を上回る見込みのため、1,000 万円増額するものがあります。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費は、当初見込みほどの伸びが見込まれないことにより、6,000 万円減額するものでございます。

11 ページをご覧ください。

4 項 1 目出産育児一時金は、出産件数が当初見込みを下回ることから 843 万 4,000 円減額するものであります。

8 款 1 項 1 目保健事業費は、特定健康診査の今年度の受診実績により、2,259 万 5,000 円減額するものであります。

12 ページをご覧ください。

11 款 1 項 3 目償還金は、前年度において概算交付されました療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の精算に伴う国・県支出金の返還金として、1 億 4,358 万 6,000 円を増額するものでございます。

3 項 1 目他会計繰出金は、直営診療施設及び病院事業に対し国保会計を経由する国・県の補助金でありまして、確定に伴い 343 万 9,000 円を増額するものでございます。

以上で、議案第 10 号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 11 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第 11 号、平成 23 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 40 億 4,600 万円とするものです。

飛びまして、7 ページになります。

歳入で、2 款国庫支出金ですが、2 項 3 目介護保険災害臨時特例補助金は 1,686 万 5,000 円

を追加し、5,086万5,000円とするもので、災害における介護サービス利用者自己負担額の減免等の増額に伴う国庫補助金の増額分でございます。

6款繰入金ですが、1項1目介護給付費繰入金は827万3,000円を追加し、4億8,250万3,000円とするもので、保険給付費の増額に伴う市負担分の増額分でございます。

同じく2項1目介護給付費準備基金繰入金は2,803万円を追加し、1億3,732万2,000円とするもので、歳入の不足分を基金から繰り入れるものでございます。

7款1項1目繰越金は5,383万2,000円を追加し、5,383万3,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9ページになります。

2款保険給付費ですが、要介護認定者数の増加や災害における介護サービス利用者自己負担額の減免等により、給付費が増嵩していることから、1項1目居宅介護サービス給付費は、1,029万4,000円を追加し13億6,908万4,000円に、同じく1項2目地域密着型介護サービス給付費は、1,382万3,000円を追加し2億7,080万4,000円に、同じく1項3目施設介護サービス給付費は、4,212万6,000円を追加し16億8,174万1,000円とするもので、それぞれ給付費の支払いに不足が生じることが見込まれますので、今回補正をするものでございます。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は、9万6,000円を追加し9万7,000円とするもので、基金の利息を積み立てるものでございます。

10ページになります。

6款1項2目償還金は、3,261万5,000円を追加し3,261万9,000円とするもので、平成22年度保険給付費等の確定による国・県及び市への交付金等の返還金でございます。

同じく1項3目災害臨時特例支出金は、804万6,000円を追加し1,544万6,000円とするもので、保険給付費と同様に災害減免の方が施設等を利用した場合の食費・居住費に対する補足給付の支払いに不足が生じることが見込まれますので、補正をするものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第12号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額354億8,611万4,000円に対し1億493万1,000円増額し、355億9,104万5,000円に補正するものです。

次に、8ページをお開きください。

平成23年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画内訳書により補足説明を申し上げます。

1款病院事業収益、2項3目1節負担金交付金既決予定額18億525万1,000円に対し、特別交付税、普通交付税増額により1億1,106万9,000円増額し、19億1,632万円に補正するものです。

内訳ですが、特別交付税は、神経科、救命救急センター、小児医療病床の単価の増額等により7,672万2,000円の増額。普通交付税は、一般病床の単価の増、子ども手当等により、3,434万7,000円の増額であります。

3項看護師養成事業収益、1目3節負担金交付金既決予定額1億1,713万5,000円に対し、普通交付税の単価の減額交付により613万8,000円減額し、1億1,099万7,000円に補正するものです。

以上により、当期純利益を2億5,721万円、税抜きでは2億1,349万8,000円と見込んでおります。

以上で、議案第12号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長兼国民宿舎支配人 横山秀喜 登壇）

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 議案第13号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、昨年3月11日、東日本大震災の被害で、平成23年度は営業ができなかったため、業務の予定量、予定額ともに調整を図り、また国民宿舎事業を廃止するに当たって関連するものの補正予算となります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第2条ですが、業務の予定量を休業のため、宿泊・休憩ともゼロ人に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正について、また2ページの第4条ですが、資本的収入及び支出の予定額の補正をそれぞれ記載のとおり行うものであり、当初予算になかった項の新設や科目の整理を行っています。内容につきましては、後ほど4ページにて説明いたします。

続きまして、第5条ですが、他会計からの補助金で、「国民宿舎事業運営のため」を「国民宿舎事業廃止のため」に改め、金額を1,348万8,000円を3億1,544万8,000円に改めるものでございます。

それでは、4ページをお開きください。

補正予算（第1号）の実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益2億1,891万7,000円から1億8,369万7,000円を減額し、3,522万円とするものでございます。

第1項の営業収益は、休業のため減額となります。

また、第2項1目営業外収益補助金の増額は、一時借入金の返済に充てるため、一般会計からの補助金でございます。

また、第3項特別利益、第1目固定資産売却益を新設し、送迎バスの売却益を計上しました。

次に、5ページをお開きください。

支出につきましては、国民宿舎事業費用2億4,221万円から1億7,414万4,000円を減額し、6,779万6,000円とするものでございます。この内訳につきましては、第1項1目宿舎経営費1億7,315万円を減額補正するものでございます。これは企業会計システムのリース料や機械警備等で発生する施設の維持管理費以外のものを減額するものでございます。

第2項2目繰延勘定償却298万6,000円の増額は、開発費の残存価格を償却するもので、現金支出を伴わない経費でございます。

第2項4目消費税は425万円を減額補正するものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、第1款資本的収入に新たに追加する第2項1目他会計補助金は、事業廃止に伴い、企業債、他会計長期借入金を一括償還するための一般会計からの補助金2億8,213万8,000円です。

また、第3項1目固定資産売却代金は、送迎バスの売却によるものであり、残存価格分を計上し、残りを先ほど説明申し上げました収益的収入に計上したものです。バスの売却代金は、合わせますと263万6,000円です。

続きまして、資本的支出でございますが、まず第3項予備費を第4項に改め、新たに第3項に他会計長期借入金償還金を追加しました。

第1項1目建設改良費の工事費につきましては、震災直後の復旧費や施設の維持管理に伴う機械警備機器の設置費がございましたので、それ以外の100万5,000円を減額するものでございます。

2目の資産購入費に関しましては、すべてを減額するものでございます。

次に、第2項1目企業債償還金でございますが、収入の中でも説明させていただきましたが、事業を廃止するに当たり2億1,713万8,000円を増額し、2億2,980万円を一括償還するものでございます。

第3項1目他会計長期借入金償還金でございますが、こちらも事業廃止に伴い一括償還するため、6,500万円を新たに追加するものでございます。

なお、補正後の資本的収支不足額の財源につきましては、恐れ入りますが、2ページのほうへ戻っていただきたいと思います。

第4条に記載しております補正後の財源ですが、5行目後半部分にあります「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額203万7,000円は、消費税資本的収支調整額10万2,000円、建設改良積立金193万5,000円」に改め、補てんするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

この表は、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算資金計画でございます。補正後における当年度末の現金預金を90万円と予定するものでございます。

8ページ以降につきましては、平成23年度の予定貸借対照表となっております。

以上で、議案第13号の補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで4時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時55分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第14号、議案第18号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例について、補足説明を申し上げます。

平成23年4月27日に地方税法が改正され、東日本大震災で被災した家屋に代わる家屋を取得した場合には、被災した家屋の面積分の固定資産税及び都市計画税を、最初の4年間については2分の1、その後2年間については3分の1を減額する制度が新たに設けられました。

これを受け、市では、震災で住居に多大な被害を受けた方の経済的負担をさらに軽減するため、新たに住宅を新築または購入した場合、その固定資産税等の自己負担分を減免するため、本条例を制定するものであります。

それでは、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条は趣旨でありまして、ただいま申し上げましたとおりでございます。

第2条は、用語の定義でございます。

第1号では、対象となる被災住宅の被災程度を全壊、大規模半壊、または半壊と規定しております。

第2号及び第3号は、減免の対象となる建替住宅、取得住宅の定義でございます。

第4号は、建替住宅等の定義でございます。

第5号は、法特例の定義でございます。

第3条は、減免の対象となる建替住宅等の条件を定めております。

第1号では、減免の対象となる建替住宅等の取得時期を平成26年12月31日までと定めております。

第2号では、先ほど説明いたしました地方税法による被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の特例を受けるものと規定しております。

2ページをお願いいたします。

第3号は、所有者が建替住宅等に居住していることを規定しております。

第4条は、減免する額を規定するもので、第1号は、いわゆる専用住宅については、法特例後の税額を全額免除する規定です。

第2号は、居住用以外の部分がある場合の規定で、法特例後の税額から居住用部分の税額を減額する規定でございます。

第5条は、減免の期間を定めるもので、法特例による減額期間と同じ6年間とするものでございます。

第6条は、減免の方法の規定で、建替住宅等を取得した場合は、法特例を受けるための申請書を提出していただくため、その申請に基づき職権で行うものと規定しております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に建築され、または取得された建替住宅等に適用するものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い改正を行うものであります。説明につきましては、お配りしてあります新旧対照表により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

新旧対照表の5ページをお開き願いたいと思います。

第95条は、たばこ税の税額の改正でありまして、1,000本当たり4,618円を5,262円に664円引き上げるものでございます。

続きまして、附則第9条の削除でございます。附則第9条は、退職所得金額に係る所得割の額の特例についてでありまして、条例第53条の3及び53条の4により計算した退職所得の所得割の額から10分の1を控除する特例措置でございますが、これを廃止するものでございます。

附則第16条の2につきましては、こちらまたばこ税の税率の特例でございますが、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6種につきましては、税の軽減措置がございまして、現在1,000本当たり2,190円でございますが、これを2,495円、305円引き上げるものでございます。

なお、第95条及び附則第16条の2による市たばこ税の引き上げの金額と同額の税、県のたばこ税なんです、同額の県税が下がりますので、たばこ税全体では税額は変わりございません。

次に、附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例につきましては、文言の整理でございますので、内容の改正はございません。

飛びまして、7ページをお開きください。

右下の附則第25条でございますが、個人の市民税の税率の特例等についてでありまして、均等割の税率を平成26年度から平成35年度まで500円を加算し、3,500円とするものでございます。

次に、附則についてでございますが、大変申し訳ございません。附則につきましては、条例のほうへお戻りになっていただきたいと思います。

条例のほうの1ページの下の方でございますが、第1条は施行期日についてでありまして、本法附則第9条及び改正条例附則第2条の規定につきましては平成25年1月1日から、次のページの第95条及び本法附則16条の2第1項の改正規定及び改正条例附則第3条の規定については平成25年4月1日から、それ以外については公布の日から施行するものでございます。

第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は、市たばこ税に関する経過措置についてでございます。

以上で、議案第18号について補足説明を終わりにいたします。

○議長（林 一哉） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第17号、議案第28号、議案第30号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） それでは、議案第15号、議案第17号、議案第28号、議案第30号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第15号、旭市暴力団排除条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、新規条例でございます。暴力団排除については、全国の都道府県や市町村で暴力団を社会から排除するさまざまな取り組みが行われております。千葉県においても、平成23年9月1日に千葉県暴力団排除条例が施行されました。それを受けて、現在まで市原市を皮切りに5市4町において条例が制定されております。また、この3月には、35市町村が議会上程を予定していると聞いております。旭市においても、市民生活の安全と平穏を確保するため、暴力団排除の取り組みを明確にするとともに、千葉県暴力団排除条例と連携し、それを補完する市条例の制定が必要であると考えます。

それでは、議案の条文をご覧ください。

まず、第1条で、条例制定の目的を規定するものでございます。

第2条は、条例に掲げる用語の定義についての規定です。

第3条は、条例における基本理念を規定したものです。

第4条から第6条までは、市、市民、事業者のそれぞれの責務について規定したものでございます。

第7条は、この条例の運用に当たって市民の権利を不当に侵害しないように留意することについての規定でございます。

第8条は、暴力団排除の施策が効果的に行われるよう市が暴力団の排除を推進できる体制を整備することについて規定したものでございます。

第9条は、公金が暴力団の活動資金として利用されることを阻止するため、第1項に、市が実施する入札への参加の制限等の措置について、第2項に、当該措置を講ずるに当たり市長その他の執行機関が警察本部長から意見を聞くことについて、第3項に、市が契約等の相手方に対し下請契約等の相手方から暴力団員等、または暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めることについて規定したものでございます。

第10条は、市が設置している公の施設に対する暴力団の利用制限でございます。

第11条は、市が県の暴力団排除に関する施策に協力することについての規定でございます。

第12条は、市民、事業者及び関係団体が暴力団排除に取り組むために市の支援として市民等に対する情報の提供等を行うことについての規定でございます。

第13条は、暴力団の存在が黙認されている社会的状況を払拭し、市民等における暴力団排除の関心及び理解を深めるために、市が広報活動の充実等の措置を講ずることについて規定したものでございます。

第14条は、第1項に、第12条に規定する支援及び第13条に規定する措置を講ずるに当たり市が管轄警察署との連携を図ることについて、第2項に、暴力団の排除にかかわったことにより危害を加えられるおそれがあるものに対して警察本部長が保護の措置を行った場合における市の協力について規定したものでございます。

第15条は、第1項に、児童・生徒に暴力団排除の重要性を認識してもらうための教育に関する措置について、第2項に、当該措置を講ずるに当たり県との連携を図ることについて規定したものでございます。

第16条は、市民及び事業者に対し、第1項に、暴力団の威力を利用する目的等での利益供与の禁止について、第2項に、暴力団の活動等に協力する目的での利益供与の禁止について規定したものでございます。

第17条は、この条例に関し必要な事項は市長が別に定めることを規定したものでございます。

最後に、附則の施行期日でございますが、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号について補足説明を終わります。

次に、議案第17号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表の4ページをご覧ください。

社会福祉課に関する改正は、別表第1に身体障害者相談員及び知的障害者相談員の報酬額を追加するものです。身体障害者相談員及び知的障害者相談員については、現在、市が適任者を推薦し、県が委嘱しております。それぞれ5名ずつが委嘱され、活動されております。

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法による関係法の改正によりまして、平成24年4月より身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委嘱等の事務が市町村に移譲されることになりました。

このため、各障害者相談員を非常勤職員として委嘱し、その報酬額を定めるものです。報酬額につきましては、県で支給していた金額と同額とし、年額2万4,000円としております。また、障害者相談員の定数、任期などの定めにつきましては、別に設置要綱を定める予定でございます。

次の体育振興課に関する改正でございますが、平成23年8月24日にスポーツ基本法が施行されたことに伴い、「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」に変更されたことから、別表中の職名について、体育指導委員をスポーツ推進委員に改正するものです。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成24年4月1日と定めるものでございます。

以上で、議案第17号について補足説明を終わります。

次に、議案第28号をお願いいたします。

議案第28号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定であり、平成23年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、平成18年に実施された給与構造改革の給与水準引き下げに伴う、いわゆる現給保障額について5年間で段階的に廃止するというものでございます。

これにつきましても新旧対照表の22ページをご覧ください。

本改正は、平成18年に一部改正された旭市一般職の職員の給与条例の附則第5項、号給の切り替えに伴う経過措置の改正であり、具体的には、現給保障に係る差額相当額に5分の1を乗じて得た額を減額基準額と定め、平成24年度から1年ごとに現給基準額分を加算した額を減じて支給することとし、5年後の平成28年度をもって、差額相当額の支給が停止されるというものであります。これは千葉県の取り扱いに準じた措置となっております。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成24年4月1日と定めるものでございます。続きまして、議案第30号をお願いします。

議案第30号は、千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、この協議は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市から平成24年4月1日から共同処理する事務の追加依頼があり、共同処理する団体に関する規定を改正するに当たり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表の24ページをご覧ください。

今回の改正は、先ほど申し上げました銚子市及び松戸市について、別表第2の規約第3条第1項関係の共同処理する団体へ追加されるものであります。

第3号は、議会の議員等の公務災害補償、第4号は、非常勤の学校医等の公務災害補償に関する事務であり、ともに松戸市が共同処理する団体として追加され、また第11号の公平委員会に関する事務について、銚子市が共同処理する団体として追加されるというものであります。

なお、附則については、本規約の施行期日を平成24年4月1日とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長兼国民宿舎支配人 横山秀喜 登壇）

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 議案第16号、国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

旭市国民宿舎「食彩の宿いいおか荘」は、平成24年3月31日をもちまして事業を廃止するもので、これに伴う関係条例の整備をするものでございます。

まず、第1条では、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例、第2条では、旭市国民宿舎運営委員会設置条例、第3条では、旭市国民宿舎使用料条例、第4条では、旭市営飯

岡海浜プールの設置及び管理に関する条例の4条例を廃止するものです。

また、第5条から第7条については、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、旭市使用料及び手数料に関する条例、旭市議会委員会条例のそれぞれにつき、旭市国民宿舎「食彩の宿いいおか荘」等に関係する部分を削除するため、一部改正をするものです。

さらに、附則においては、本条例の施行日を平成24年4月1日とするものです。

なお、新旧対照表につきましては、1ページから3ページとなっておりますので、後ほどご参照をお願いしたいと思います。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第24号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） 議案第19号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

このたびの地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、特定屋外タンク貯蔵所の手数料区分のうち、浮きぶた付屋外タンク貯蔵所に関する基準が制定され、これまでの固定屋根式屋外タンク貯蔵所の区分の中に含まれていた浮きぶた付屋外タンク貯蔵所が新たに区分されたものでありまして、手数料がこれまでの最低82万円であったものが112万円になるものであります。

続きまして、議案第24号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

先の東日本大震災により被災いたしました飯岡分署機能を飯岡支所内に移転するに当たり、条例で定められております飯岡分署位置の標記を変更するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 林 芳枝 登壇）

○子育て支援課長（林 芳枝） 議案第20号、旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第3子以降を出産した市民に対して支給している出産祝金と入学祝金の制度を見直して、出産祝金を10万円から20万円に引き上げ、入学祝金5万円を廃止するものです。

新旧対照表の9ページをご覧くださいまして、第3条で規定しておりまして、その他については文言整理を行っております。

なお、附則では、本条例の施行日と経過措置を規定しております。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第21号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

介護保険事業につきましては、3年ごとに事業計画を見直し、介護保険給付費を推計し、必要となります介護保険料を定める仕組みとなっております。このたび、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づきまして、第1号被保険者の介護保険料を変更するものです。

今回の変更の特徴といたしまして4点ございます。

まず、第1点目でございますが、財源の負担割合が変更となります。第1号被保険者の負担割合は、第4期の20%から1%上がりまして21%になります。したがって、第2号被保険者の負担割合は30%から29%になります。公費の国、県、市の負担割合は変わりません。

第2点目は、保険料段階を現行の9段階から10段階へと変更し、細分化いたします。

第3点目は、介護報酬を1.2%引き上げるための介護給付費の上昇を見込みます。

第4点目は、介護保険給付費準備基金を平成23年度末、約1億1,000万円と見込み、その全額を取り崩して、保険料軽減の財源とします。また、保険料上昇抑制のため、県において千葉県財政安定化基金が取り崩され、約3,900万円が返還され、保険料軽減の財源とすることです。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

新旧対照表にてご説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

第3条におきまして、対象年度を平成24年度から26年度までに改めまして、第1号から第10号で各所得段階の保険料を定めております。

第6号の年額5万1,600円、月額にいたしますと4,300円が第6段階になりますが、ここが基準になります。これは第5期計画期間内の標準給付費と地域支援事業費の合計を133億6,008万7,000円と見込み、第1号被保険者の負担率21%を乗じて、さらに介護保険給付費準

備基金の取り崩し及び県における千葉県財政安定化基金が取り崩されることによる返還金を充てることにより設定いたします。

基金の取り崩しと返還金により、本来必要とされる保険料より、月額263円下げて設定します。その他の各段階の保険料は、基準額に各保険料率を乗じて算出したものです。

なお、介護保険料の変更点につきましては、全員協議会時にお配りいたしました第1号被保険者介護保険料の表を参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第22号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第22号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、第6条の葬祭費の支給額に関する改正であります。

新旧対照表は13ページになりますので、後ほどご覧ください。

改正の内容ですが、現在、被保険者が死亡したときの葬祭費の支給額は7万円となっておりますが、これを5万円に引き下げるものでございます。

国保会計の財政状況は、景気低迷による所得の減少及び失業者の増加等により、非常に厳しい状況になっている中で、先の震災等の影響により予定した保険料率の引き上げも見送ることとし、不足する財源の補てんとして一般会計より多額の法定外の繰り入れをお願いしているところであります。

このような中で、県内各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の医療保険の現状を見ますと、国民健康保険で旭市を含む3市のみが7万円で、ほとんど5万円の支給額となっており、旭市を除く2市においても、平成24年度からは改正をする予定とのことでございます。このようなことから、本市においても支給額を他と同様に5万円に改正するものでございます。

なお、附則で施行期日と経過措置を規定しております。施行は平成24年4月1日からとなります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） 議案第23号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これは平成23年法律第37号でございます。これは第1次一括法という形で呼ばれております。この公布に伴いまして、公営住宅法について、この中の32条で入居者資格等が廃止されることとなりました。この改正によりまして、現行の公営住宅法において規定されております同居親族要件が平成24年4月1日をもって廃止されます。この中の政令を引用して、本市の条例が規定している部分がございます。

本市におきましては、県も同様でございますが、現行のとおり、同居親族要件を入居資格に含めるため、そのための所要の改正を行う。それと併せまして、入居者資格の特例、現行では、例えば入居後、暴力団になったとき、それが例えば違う住宅に移るとき、それが従前暴力団でなかったこととみなされるような規定が残っております。その部分等について、規定の整備を行う。要するに入居後、暴力団になった方は、新たに市営住宅には入れませんよと、そういう形をとるような改正になります。

同居親族要件を入居者資格に含める理由でございますが、市営住宅への入居の応募率が高い、それと、もともと単身者向けの住宅という形で設定しておりませんでしたので、現行のとおり同居親族要件を入居資格に含めるものとしております。ただ、高齢の方、身体に障害を持つ方は、従前どおり単身入居が可能となっております。

新旧対照表の14ページ、15ページで条文の整理をしてございます。これは引用の条文等の整理でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

施行期日は平成24年4月1日でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第25号、議案第26号について、生涯学習課長、登壇してください。

(生涯学習課長 高野晃雄 登壇)

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、議案第25号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、第2次地域主権改革一括法の施行で社会教育法が改正されたことから、公民館運営審議会の委員の委嘱基準を条例で明文化するとともに、これまで館長が行っていた施設の使用許可の権限を、近隣市に倣い旭市教育委員会にすべく、所要の改正を行うものでありま

す。

改正内容についてご説明いたします。

第5条第3項の改正は、公民館運営審議会委員の委嘱基準を制定するものでありまして、これまで委員を委嘱する際には社会教育法第30条の規定を根拠に選出してまいりましたが、これからは市の条例でも記載することが義務化されたため、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、旭市教育委員会が委嘱する」という条文を本条例第5条第3項として追加するものであります。

続きまして、第6条から第10条までの改正ですが、これらはいずれも公民館の使用許可等の権限に関するものでありまして、匝瑳市や香取市等、近隣の市町は許可を出す権限は、館長ではなく教育委員会となっているところが多いことから、旭市においても同様の対応をすべく、条文の整理を行うものであります。

なお、施行期日は本年4月1日とするものであります。

続いて、議案第26号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、第2次地域主権改革一括法の施行で図書館法が改正されたことから、図書館協議会委員の任命基準を条例で明文化することになり、所要の改正を行うものであります。

第5条第2項の改正内容についてご説明いたします。これまで図書館協議会委員を任命する際には、図書館法第15条の規定により選出してまいりましたが、これからは市の条例にも「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」という条文を記載することになり、本条例第5条中に挿入するものであります。

なお、施行期日は、国の指導により、本年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 野口國男 登壇）

○体育振興課長（野口國男） 議案第27号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭文化の杜公園内に設置いたします庭球場を本年4月より供用開始するため、社会体育施設に追加するとともに、施設の老朽化により取り壊しいたします海上体育館及び飯

岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に伴い廃止いたします海上庭球場を社会体育施設から削除するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表20ページをご覧いただきたいと思います。

別表中の「海上体育館、旭市後草2295番地」「海上庭球場、旭市蛇園2464番地」を削り、同じく同表中の旭市卓球場の項の次に「旭文化の杜公園庭球場、旭市ニの2160番地」を加えるものであります。

また、この改正に伴いまして、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を附則において改正するものでございます。

新旧対照表21ページをご覧いただきたいと思います。

別表第1、旭市社会体育施設であります海上体育施設使用料の中の海上体育館及び海上庭球場を削り、同じく旭市社会体育施設であります旭体育施設使用料の中の旭市弓道場の次に、旭文化の杜公園庭球場「一般、1面1時間当たり400円」「高校生以下、1面1時間当たり100円」を加えるものでございます。この使用料につきましては、隣接いたします旭スポーツの森公園庭球場と同額とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、附則1におきまして、平成24年4月1日とするものであります。

以上で、議案第27号について補足説明とさせていただきます。

○議長（林 一哉） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第29号、議案第34号、議案第35号、議案第36号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○社会福祉課長（渡辺輝明） 議案第29号及び議案第34号から議案第36号までの4議案につきまして補足説明を申し上げます。

議案第29号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成19年に本条例の一部を改正し、自立支援医療制度及び本事業の補助制度である千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業に併せ、一定額以上の所得を有する方については、本事業の助成対象としない旨を定めました。

その際、長期間継続的に相当額の医療費負担が生じる人、いわゆる高額治療継続者につきましては、国・県の制度に併せ、一定所得以上の方であっても、平成21年3月31日までの間は経過措置として助成の対象とする旨を附則において定めました。

その後、平成21年、国・県の特例期限見直しに併せ、この経過措置は平成24年3月31日まで延長いたしました。さらに、このたび障害者自立支援法施行令の改正により、自立支援医療制度において、特例期限の3年間延長がなされました。これに伴い、千葉県も同様の特例措置の期限を延長いたしました。

この改正は、本市におきましても同様に特例措置の期限を延長し、助成対象とするため、附則に定めた期限を「平成24年3月31日」から「平成27年3月31日」とするものです。

施行日は平成24年4月1日とするものであります。

なお、改正する附則の中で適用しないとする本則第3条第2項の規定は、市町村民税所得割の額が23万5,000円以上となる重度心身障害者は助成の対象としないとする旨を定めたものでございます。

続きまして、議案第34号から議案第36号までの指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

議案第34号、海上ふれあいサポートセンターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協議会を海上ふれあいサポートセンターの指定管理者として指定するものです。

続きまして、議案第35号、飯岡福祉センターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補者として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協議会を飯岡福祉センターの指定管理者として指定するものであります。

議案第36号、旭市福祉作業所の指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在同施設の指定管理者である特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会を指定管理者候補者として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同会を旭市福祉作業所の指定管理者として指定するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第32号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 議案第31号、議案第32号の2議案について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第31号、工事委託契約の変更について、補足説明を申し上げます。

内容につきましては、旭市浄化センター建設工事委託契約の契約額の変更にかかわるものでございます。

旭市浄化センター建設工事委託は、平成20年6月議会にて議決をいただいて、日本下水道事業団と随意契約を行い、平成20年度から平成23年度の4か年において、汚水量増加に併せ、水処理施設の増設工事を実施してまいりました。

各工事は、日本下水道事業団より一般競争入札によって工事発注し、施工しておりますが、今年度において、ほぼ工事が完了し、工事費が確定しましたので、工事費総額9億8,600万円を7,369万円減額し、9億1,231万円に変更するものでございます。

工事費の主な変更理由ですが、各工事の発注時に設計内容の精査を行い、経費削減を図るとともに、設計単価の見直しを実施したこと、また一般競争入札により落札差金が生じたことから、工事費の減額となったものでございます。

以上で、議案第31号について補足説明を終わります。

続きまして、議案第32号、工事委託契約の変更について、補足説明を申し上げます。

内容につきましては、旭中央污水ポンプ場等建設工事委託契約の契約額の変更にかかわるものでございます。

旭中央污水ポンプ場等建設工事委託は、平成21年6月議会にて議決をいただいて、財団法人千葉県下水道公社と随意契約を行い、平成21年度から平成23年度の3か年において、市役所敷地内に設置した暫定マンホールポンプを、汚水量増加に併せ、ポンプ場施設へ変更する工事を実施してきました。

各工事は、財団法人千葉県下水道公社より一般競争入札によって工事発注し、施工しておりますが、今年度において、ほぼ工事が完了し、工事費が確定しましたので、工事費総額7億7,630万円を1億7,201万円減額し、6億429万円に変更するものでございます。

工事費の主な変更理由でございますが、各工事の発注時に設計内容の精査を行い、土どめ

工法の見直しなどにより、経費削減を図るとともに、機器の見直しや設計単価見直しを実施したこと、また一般競争入札により落札差金が生じたことから、工事費の減額となったものでございます。

以上で、議案第32号について補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第33号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 北村豪輔 登壇）

○建設課長（北村豪輔） 議案第33号、市道路線の廃止及び認定について、補足説明を申し上げます。

現在の市道は、合併前の認定をそのまま引き継いで運用しており、地区ごとにそれぞれ路線番号の付け方、道路台帳の作成方法が違い、路線の起点・終点も旧行政界で分かれて認定されておりました。これらを解消するため、今回統一した基準に基づいて、市道の見直し及び再編作業を行ったものであり、現在の市道は一括廃止し、新たに認定し直すに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時49分

再開 午後 6時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第37号、財産の取得についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました

ので、その結果につきまして、佐久間委員長よりご報告をお願いいたしたいと思います。

佐久間委員長、ご登壇願います。

(議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇)

○議会運営委員長(佐久間茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第37号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成24年旭市議会第1回定例会議事日程(その2)の本日2月29日水曜日、この後、追加日程第1、議案第37号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については財政課長を予定しております。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(林 一哉) 佐久間委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第37号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(林 一哉) 追加日程第1、議案上程。

議案第37号の1議案を上程いたします。

議案第37号 財産の取得について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(林 一哉) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由について申し上げます。

議案第37号は、財産の取得についてでありまして、防災行政無線戸別受信機568台を購入することについて、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第37号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） 議案第37号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

取得財産の内容でございますが、防災行政無線戸別受信機568台でございます。取得金額は2,445万2,400円であります。契約の相手方は、千葉県千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社、代表取締役、山中千郷であります。

次に、契約の経過をご説明いたします。

平成24年2月21日に郵送事後審査方式制限付一般競争入札を実施いたしました。その結果、1社の入札参加がございました。入札の結果、予定価格に達しておりましたので、審査をいたしまして、入札参加資格要件を満たしておったことを確認いたしました。その結果、2月27日、一昨日、仮契約を締結したものでございます。

以上で、議案第37号につきまして補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月2日定刻より開会いたします。

長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 6時 6分